

松本市上下水道局指定給水装置工事事業者
松本市下水道排水設備指定工事店

令和8年度 事務連絡会

日時 令和8年7月2日(木)
14:00~
場所 松本市音楽文化ホール
(小ホール)
松本市島内4351

次 第

- 1 開 会
- 2 松本市上下水道局長 あいさつ
- 3 会 議
 - (1) 道路占用・道路掘削申請について 資料 1
(建設部維持課)
 - (2) 総務課からの連絡事項 資料 2
 - (3) 上水道課からの連絡事項 資料 3
 - (4) 下水道課からの連絡事項 資料 4
 - (5) 営業課料金担当からの連絡事項 資料 5
 - (6) 営業課給排水施設担当からの事務
連絡(宅内給排水工事申請について) 資料 6
 - (7) 同 (受益者負担金・補助金等について) 資料 7
- 4 閉 会

松本市市道等の占用に関する規則について

1 道路占用許可申請について

- (1) 申請書（様式第6号(第6条関係)）は2部提出してください。
 - (2) 申請書を維持課で受領後、許可手続きに約2～3週間ほどかかりますので、余裕を持って申請いただくようお願いいたします。
 - (3) 各種申請書記載要領については、松本市ホームページ記載の道路占用許可申請の手引き内「道路占用許可申請書の書き方」をご参照ください。
- ※ 既に占用許可されている物件の布設替工事を行う場合も、変更の占用許可申請が必要になりますので、ご注意ください。

2 道路掘削許可申請について

(1) 概要

上下水道・ガス等の各戸引き込み工事等の軽易な掘削工事については、新たな占用許可申請(変更申請)を必要としない既許可物件(本管等)の軽易な変更として取り扱うこととし、道路掘削工事許可として扱うもの。

(2) 対象

- ① 各戸へ引き込むための上水道管、下水道管、ガス管、又は電線の埋設工事で、工事期間が1日程度であるもの。(占用延長が20mを超えないもの)
- ② 本管理設工事等に先立つ試験堀等で、工事期間が1日程度であるもの。
- ③ 電柱等のアース設置工事で、工事期間が1日程度であるもの。
- ④ その他これに類するもの。

(3) 一般的事項

- ① 申請書1部と同時に許可書1部を提出してください。また、掘削申請の際には、道路工事届(消防署提出用1部)及び道路使用許可申請書(警察署提出用2部)を同時に提出してください。
- ② 申請書を維持課で受領後、許可手続きに1週間ほどかかりますので、あらかじめご承知おきください。

申請様式、申請方法等は昨年度からの変更はありません。占用許可・道路掘削許可に係る必要な各種様式は、ホームページよりダウンロードができます。「道路占用許可申請の手引き」も掲載しておりますので適時ご確認ください。

松本市公式ホームページ → 住まい・交通 → 道路・水路・交通機関 → 道路・橋梁 → 市道占用について の順にクリック。または、トップページの検索欄に「市道占用」と入力し検索してください。

アドレス <https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/83/3257.html>



二次元コード

不明な点等がありましたら、建設部維持課管理担当（電話 34-3019）までご連絡ください。

【道路工事に関する注意事項】

- (1) 舗装本復旧が未完了な場合があります。該当箇所は早急に本復旧工事を施工し、完了届を提出してください。(いつまでも責任を問われます)
- (2) 管路の布設替えなどにより不要となる施設は、新たな占用工事に伴い撤去してください。
- (3) 工事を行う場合は、早めに予告看板等を設置し、その工事の目的、施工者、工事期間、通行規制の方法及び時間帯を必ず明記してください。また、迂回路において、ほかの工事による通行規制の予定がないか確認してください。
- (4) 仮・本復旧とも舗装面は現況路面にすり合わせるものとし、余盛りは行わないでください。
- (5) 道路復旧は原状復旧が原則です。工事に付随して沿道の住民より民地側の舗装を要望がされたときは、維持課と協議してください。
- (6) 申請書には、建築計画の平面図を利用し、どんな事情で占用したいか明記してください。
- (7) 掘削した状況により予測と違う舗装構成が確認されたときは、復旧前に相談の上、指示に従い施工してください。(舗装厚さ、コンクリート、安定処理されていた場合など)
- (8) 浸透枳付近(浸透層)の掘削はできません。配管場所の選定には注意するとともに、掘削中に露出したときは工事を中止し、相談の上、指示に従ってください。
- (9) 掘削箇所にわき水やたまり水が確認されたときは、復旧前に相談の上、土砂の流出や地盤の緩みを防止するための対策を講じてください。
- (10) 必要以上の舗装切断が舗装劣化の要因となっています、切断は掘削範囲に留まるよう注意し、もし必要以上に切断したときは、その範囲も含めて舗装の打換えを実施してください。
- (11) 本復旧時は、影響幅の上層路盤も含めた全体を打替えてください。
- (12) L型側溝やU字溝など下を通過するときは、構造物を一時撤去した上で管を敷設してください。やむを得ず撤去が不可能な場合は、最小限の掘削で鞘管による推進工法により施工してください。
- (13) 規制に関する路面表示は、仮復旧の段階でも復旧し、本復旧時には溶融式で現状に復してください。
- (14) 道路側溝に土砂を落とさないよう努め、工事完了後は側溝の清掃をしてください。

令和 8 年度 道路占用許可申請等の主な変更点について

1. 道路占用許可申請の手引きについて

- (1) 仮復旧時に先行して上層路盤を入れて本復旧時に上層路盤の入替えを省略することができる条件が一部緩和されました。
- (2) 大型車の交通量が多い道路は進行方向に対して V 型または◇型の形状で本復旧をしてください。
- (3) 同時期に複数箇所を掘削し、互いの本復旧範囲の距離が 1.2 m 未満の場合、その間も本復旧してください。
ただし、分譲地等で複数の引込・取付管を設置する場合や、既設管を閉栓し新たに引込・取付管を設置する場合は 1.2 m 以上であってもその間も本復旧範囲としてください。

2. 道路掘削許可書について

これまで個別に許可書に押印していた以下 3 点の指示を定型の許可条件として記載することとなりました。

- (1) 白線、道路標示は原状復旧すること
- (2) 舗装本復旧は道路全巾にて行うこと
- (3) 側溝等構造物の地山を崩さないように施工すること
(地山断面写真、鞆管施工写真を添付すること)

つきましては、今後は個別の指示がなくても各自ご確認の上、遵守してください。

(新しい許可書の様式は市のウェブサイトに掲載しています。)

3. 着手届について

これまで明確ではありませんでした。今後は現況写真を添付するようお願いします。

令和8年度

道路占用許可申請の手引き

(地下埋設物件編)

松本市 建設部 維持課

I 松本市市道の占用等に関する規則について

1 道路占用許可申請について

各種申請書記載要領

別添「道路占用許可申請書の書き方」参照

既に占用許可されている物件の布設替工事を行う場合も、変更の占用許可申請が必要。

2 道路掘削許可申請について

(1) 概要

上下水道・ガス等の各戸引き込み工事等の軽易な掘削工事については、新たな占用許可申請（変更申請）を必要としない既許可物件（本管等）の軽易な変更として取り扱うこととし、道路掘削工事許可として扱うもの。

(2) 対象

ア 各戸へ引き込むための上水道管、下水道管、ガス管、又は電線の埋設工事で、工事期間が1日程度であるもの。（占用延長が20mを超えないもの）

イ 本管理設工事等に先立つ試験掘等で、工事期間が1日程度であるもの。

ウ 電柱等のアース設置工事で、工事期間が1日程度であるもの。

エ その他これに類するもの。

(3) 申請方法等

別添「道路掘削許可申請書の書き方」参照

3 事務手順

許可申請 ⇒ 許可 ⇒ 工事施工 ⇒ 仮復旧完了届 ⇒ 本復旧着手届 ⇒ 工事施工 ⇒ 完了届

4 占用位置について

(1) 変更により廃止となる管は残置せず撤去すること。

やむを得ない事情で撤去できない場合は、許可を受けた上で、既設管の上に新しい管を埋設すること。 (図1参照)

(2) 側溝や路肩構造物等とは30cm以上離して掘削すること。 (図1参照)

(3) 埋設管・マンホール・表函（小さいものは除く）は、自動車荷重の影響が少ない車線中央に極力布設すること。

特に車両の制動を必要とする場所には設置しないよう努めること。(図2参照)

(4) 道路の斜め横断は極力さげ、復旧に関しては協議により面積確定すること。

(図3参照)

(5) カーブしている道路へ管を布設する場合には、路肩からの等距離で布設すること。

(図4参照)

(6) 分譲地などで複数の引込、取付け管等を設置する場合は、掘削箇所を最小限に集中し、一体化した舗装本復旧を行うこと。

(図5参照)

(7) 既設管を閉栓し、新たに引込、取付け管を設置する場合は、閉栓箇所に近い位置での引き込みを計画し、一体化した舗装本復旧を行うこと。

(図6参照)

5 路面舗装復旧について

(1) 復旧断面

ア 仮復旧の舗装厚

交通量の少ない道路（大型車交通量 1 方向 100 台未満）	4cm
交通量の多い道路（大型車交通量 1 方向 100 台以上）	5cm
歩道（乗入れは除く）	3cm

（主要幹線道路では、必要に応じて仮復旧においても基層を設けること）

イ 本復旧の舗装厚及び路盤構成

掘削したとき（仮復旧施工時）に、現状の舗装路盤厚を記録し、同等以上の舗装路盤構成で復旧すること。（別紙 2 参照）

ただし、現状がオーバーレイ工法などにより必要以上に表層が設けられ、かつ路床が安定している場合は、別途相談すること。

なお、縦断掘削で舗装全幅もしくは一車線全幅の打換えを行う場合、または、掘削深さが 1 m 以内かつ埋戻しを良質土で全土入替えする場合（縦・横断掘削）は、本復旧において影響幅分の上層路盤の入替えを省略できる。（別紙 3 参照）

ただし、本復旧施工前に掘削断面及び影響幅に沈下が認められた場合は影響幅分を含めて上層路盤の入替えを実施すること。

(2) 仮復旧

ア 仮復旧は工事終了後、ただちに実施することを原則とする。やむを得ずただちに実施できない場合は、路盤の碎石の飛散や洗堀等により、通行に支障を生じさせないように適切な措置を講じること。

イ 仮復旧工事完了後ただちに、道路占用工事(仮復旧)完了届を提出すること。

（松本市市道の占用等に関する規則第 10 条）届出は許可単位で提出すること。

ウ 仮復旧の完了届には下記の写真を添付すること。

- ・ 着手前・各工程の作業中と検測、完了。
- ・ 鞆管による施工の場合、打設状況が確認できるもの。（真横から撮影）
- ・ 埋め戻し状況のわかるもの。（水締め状況写真含む）
- ・ 既設表層厚・上層路盤厚が確認できるもの。
- ・ 仮復旧の幅及び延長が確認できるもの。（路肩までの舗装残余幅の確認）

エ 仮復旧終了後本復旧までの間は、占用者において常に保守点検を行い、十分な維持管理をすること。

(3) 本復旧（自主復旧）

ア 復旧範囲は掘削線から両側 30cm 以上とする。

ただし、本復旧の残余幅員が路肩またはセンターラインから 1.2m 未満の場合、または、舗装幅員が 3m 以下の場合、全幅にわたり本復旧すること。（別紙 4 参照）

また、2 車線以上の道路で縦断掘削する場合は、原則 1 車線全幅を本復旧すること。（図 7 参照）

イ 大型車の交通量が多い（大型車交通量 1 方向 250 台/日以上）道路は、進行方向に対して V 型・◇型の形状で本復旧を行うこと。（図 8 参照）

ウ 同時期に複数箇所を掘削し、互いの本復旧範囲が1.2m未満の場合は、その間も本復旧を行うこと。(図9参照)

ただし、分譲地などで複数の引込、取付け管等を設置する場合(4(6))や、既設管を閉栓し、新たに引込、取付け管を設置する場合(同(7))は、適用しない。

(掘削箇所を最小数とし、できない場合は、その間隔に関わらず本復旧の対象とする)(図5・6参照)

エ このほか、道路の状況、掘削位置などによっては、上記によらず復旧範囲の追加を指示する。(別紙4参照)

また、本復旧の施工範囲の形状は、原則、カッターの交差を2箇所までとする。

オ 仮復旧後おおむね4ヶ月以上6ヶ月以内に実施すること。

カ 工事着手10日前迄には施工範囲と舗装構成を明示した図面を添付し、道路占用工事(路面舗装本復旧)着手届を提出すること。

また、5(1)イの上層路盤の施工を本復旧時に省略する場合は、本復旧着手届提出時に検測写真を添付すること。

ただし、冬期間(12月下旬～3月中旬)の本復旧は認めない。(松本市市道の占用に関する規則第11条)

キ 本復旧終了後直ちに、道路占用工事(本復旧)完了届を提出し検査を受けること。

(松本市市道の占用に関する規則第11条)届出は許可単位で提出すること。

ク 検査は道路占用工事完了届提出後1ヶ月以内に行ない、検査結果を占用者等に報告する。

ケ 本復旧の完了届には以下の写真を添付すること。

- ・ 本復旧前の仮復旧の幅及び延長が確認できるもの。
- ・ 表層厚、上層路盤厚が確認できるもの。
- ・ 本復旧の延長及び幅ならびに舗装残余幅が確認できるもの。

コ 本復旧完了届提出期限(参考)

申請月	本復旧施工時期	完了届提出期限
4～7月	当年度8～11月	当年度1月
8～9月	翌年度4～5月	翌年度6月
10～12月	翌年度4～6月	翌年度7月
1～3月	翌年度5～9月	翌年度10月

6 掘削規制について

(1) 掘削を制限する期間

アスファルト及びコンクリート舗装 5年間

なお、規制が解除された箇所であっても舗装が良好な場合は、引き続き可能な限り抑制をおこなう。

新設道路の掘削制限は、舗装工事が完了した日より供用を開始した日(原則、市道認定後の供用開始日)から起算して上記期間を経過した日までとする。

(2) 規制中に掘削する場合の条件

掘削規制期間中にやむを得ず掘削しなければならない場合の本復旧については、通常の復旧幅でなく、原則掘削の中心から両側へ 5m の幅で、道路の幅員が狭い場合は全幅、広い場合は片車線の本復旧を行なう。 (図 10 参照)

7 注意事項

(1) 道路を横断している水路の下に占用物を布設する場合は、原則として水路の布設替えを行うこと。

なお、布設替えできない場合は別途協議する。

(2) 引込、取付け管の占用

ア 水路及び側溝等の下は鞆管を使用、もしくはオーガによる推進工法により施工し、えぐり掘りはしないこと。 (図 11 参照)

イ 鞆管での施工ができない場合は、水路等の布設替若しくは砂により施工すること。

ウ 水路構造物と引込管等との離隔は 30cm 以上を確保すること。

(3) 仮復旧は、工事によって生じた破損箇所も含め行なうこと。

(4) 掘削箇所にわき水又はたまり水が確認された場合には、土砂の流出又は地盤の緩みを防止するために必要な処置を講じること。

(5) 浸透柵周り（浸透層）の掘削はできない。

やむを得ず管路を布設しなければならないときは、鞆管を使用し、管の砂巻きを行わないこと。

(6) 仮復旧の舗装面は現況路面にすり合わせるものとし、余盛り等はしてはならない。

(7) 側溝、水路に掘削土砂や埋戻土が入らない対策を図り、工事完了後は清掃を行うこと。

(8) 現状の路盤構成にセメントや瀝青安定処理などが確認された場合は、仮復旧の埋戻しについて速やかに協議し指示を受けること。

(9) 舗装切断は掘削箇所の範囲に留まるよう注意し、必要以上に切断したときは、その範囲の舗装も剥ぎ取り打ち換えを行うこと。

(10) 明確に工事の不良が起因したと認められる道路の破損等に関しては、本復旧後であっても原因者において修復すること。

(11) 夜間工事については、事前に地元の了解、周知徹底を図ったうえで施工すること。

(12) 通行止め区間については、地元車両等の通行に配慮したうえで、十分な安全確保をすること。

(13) 予告看板は遅くとも工事 1 週間前までには設置し、地元自治会と相談の上、必要に応じて回覧等で工事の周知を図ること。

また、看板には工事の目的、施工者、工事期間、通行規制の方法及び時間帯、連絡先を必ず明示すること。

(14) 工事施工時に境界標を一時移設することが必要な際には、利害関係人立会いのもと十分な注意をはらい必ず復元すること。

なお、万が一境界標がなくなったときは、土地家屋調査士や測量士などの有資格者により復元すること。

(15) 街区基準点付近で、その基準点に支障をきたすおそれのある工事等を施工する際は、街区基準点の保全について事前に維持課と協議の上、工事施工届（松本市街区基準点管理要綱 様式第6号）を提出すること。

8 瑕疵担保

占用工事に瑕疵があるときは、占用者に対し瑕疵の補償を請求し、または補修に代えもしくはその補修とともに損害の賠償を請求する。

その期間は、検査合格の日から1年以内であるが、工事の不良が原因と判断できるものは、その期間を過ぎても占用者に当該請求をするもの。

9 申請、届出の様式

占用許可に係わる必要な各種様式は、以下のところでダウンロードができます。

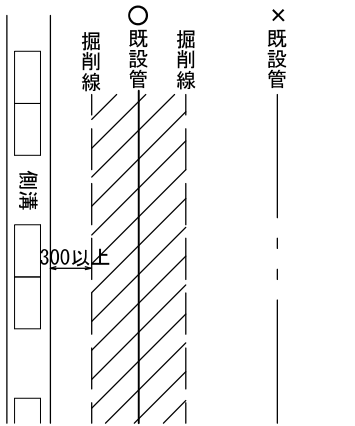
松本市公式ホームページ ⇒ くらし・手続き ⇒ 住まい・道路 ⇒ 道路・水路
⇒ 市道占用行為について

松本市公式ホームページアドレス

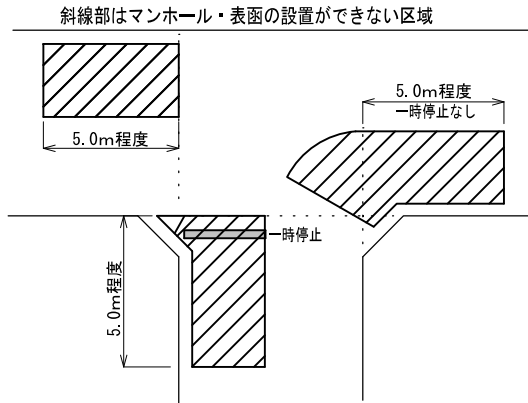
<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/site/benricho/3257.html>



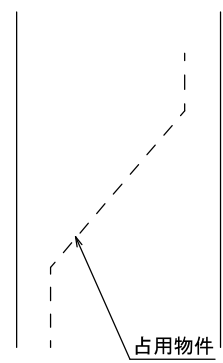
(図1)



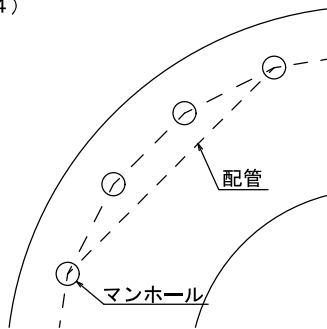
(図2)



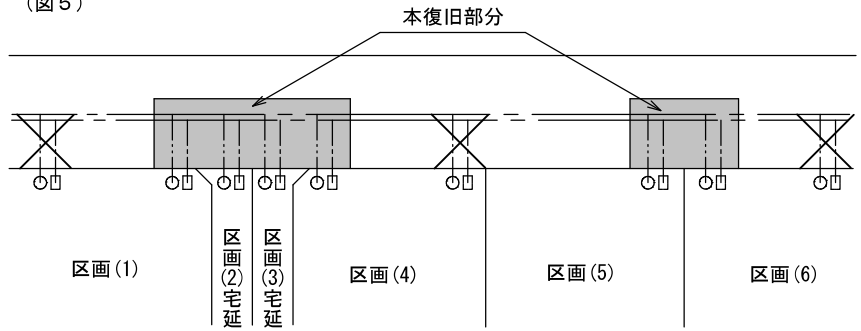
(図3)



(図4)

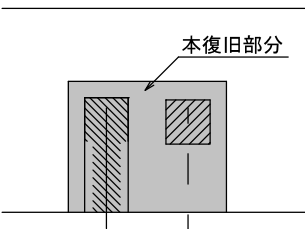


(図5)

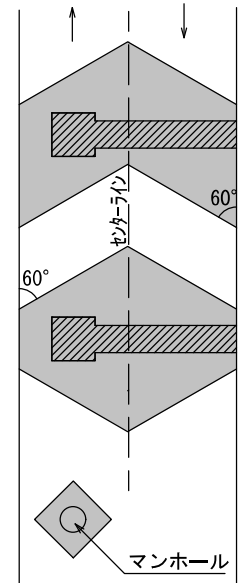
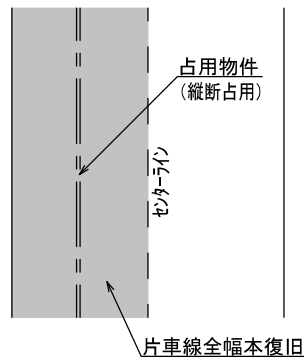


(図8)

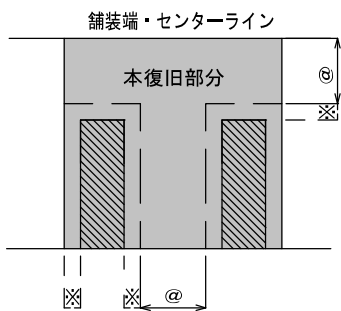
(図6)



(図7)

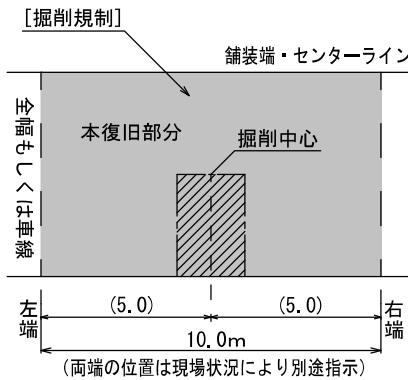


(図9)

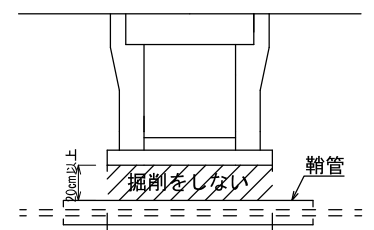


ⓐ1.2m未満は本復旧の対象とする
(舗装幅員が3.0m以下の場合は全幅)
※影響幅 (30cm以上)

(図10)



(図11)



道路占用許可申請書の書き方

1 一般事項

- (1) 申請書は3部提出して下さい。(1部は許可書として返却します)
 (2) 申請書を提出していただいてから許可まで約2～3週間ほどかかりますので、あらかじめご承知おき下さい。

2 記入の仕方

- ① 新規、変更、更新のいずれかに○をする。変更又は更新の場合は、以前に受けている許可番号等を記入し、前回の許可書の写しを添付して下さい。
- ② 申請年月日を記入。
- ③ 申請者(占有者)氏名等を記入。(担当部署・担当者名も記入)
- ④ 占用目的を記入。
 (例) 上水道配水管埋設のため
- ⑤ 占用場所を記入。
 「路線名」については、市道名を確認の上記入して下さい。(不明の場合は係の者におたずねください。)また、車道、歩道、その他いずれか、工作物等を設置する箇所(当該箇所)に○をして下さい。
 場所については、公図で地番を確認し道路以外の地先地番を記入して下さい。
 (注) 受益地ではなく占有物件の起終点を記載

⑥ 占有物件について記入

(例)	名 称	規 模	数 量
	水道用ポリエチレン管	内(外)径 150(169)mm	L = 55.8m
	給水引込管	内径 20 mm	10 箇所
	単口地下式消火栓	表函 500×500 mm	1 基

- ⑦ 占用の期間について記入
 記入不要です。
- ⑧ 占有物件の構造について記入。
 添付図面によって明確なものは、「別紙のとおり」と記入して下さい。
- ⑨ 工事期間について記入。
 工事予定期間を記入して下さい。(工事の必要のないものは記入不要)
 占用許可には約2～3週間を要するので、それを見込んで記入して下さい。
- ⑩ 工事施工方法・通行規制等について記入。
 (例)・車両全面通行止(終日)(夜間開放) ・片側交互通行 ・夜間工事など
 ・開削工法(土留め無し)
 ・道路幅W=○m 作業幅W=○m 作業延長L=○m 2班編成など
- ⑪ 道路の復旧方法について記入。
 (例)・即日仮復旧の後、○月頃本復旧(自主復旧) A=○m²の予定。
 ・本復旧は市へ委託する。 本復旧予定面積 A=○m²
 (注) 復旧範囲は掘削線から両側 30 cm以上で、路肩または道路のセンターラインまでの距離が 1.2m未満のときは、その残余幅員すべてについても復旧面積に加える。

⑫ 添付図面は一般的に以下のものがが必要です。

- ア 位置図 縮尺 1/1500～2500 程度で目標物が載っているもの。
- イ 占用面積計算表 占用延長、掘削面積、本復旧面積を記載して下さい。
- ウ 平面図 占用箇所（本管及び引込管理設箇所）、官民界を着色して下さい。
- エ 公図の写し 占用箇所、官民界を着色して下さい。
- オ 縦断面図 一定の土被りで埋設するものは、標準断面図に記載することで省略できる。
- カ 横断面図 詳細なもので現場の状況が把握できるものとし、道路幅員及び路肩までの距離を記入してください、（写真に記入しても構いません）
- キ 標準断面図 埋め戻し方法、路盤舗装構成、管土被りなどを明記して下さい。
- ク 行為面積計算図 掘削範囲、本復旧の範囲がわかる図面を添付して下さい。
- ケ 構造図、配管図等
- コ 現況写真 起点、終点及び中間点（20m 程度の間隔）で撮影し、占用物件の布設位置などを記入する。（横断面図でわかるものは省略できる）
- サ これ以外についても、必要により他の資料の添付をお願いすることがあります。

様式第6号(第6条関係)

松本市市道占用許可申請書

①

新 規	更 新	変 更	松本市指台管第 号 平成 年 月 日
--------	--------	--------	-----------------------

② 平成 年 月 日

(あて先) 松本市長

③ 〒 住所 氏名 担当者 電話 () -

道路法 第 32 条の規定により 許可を申請 します。

占用の目的	④		
占用の場所	路線名	市道 ⑤	号線 車道・歩道・その他
	場所	松本市	
占用物件	名称	規模	数量
	⑥		
占用の期間	平成 年 月 日から	占用物件 ⑧ の構造	⑨
	平成 年 月 日まで		
工事の時期	平成 年 月 日から	工事実施 ⑩ の方法	⑪
	平成 年 月 日まで		
道路の復旧方法	⑪	添付書類 ⑫	<ul style="list-style-type: none"> ・位置図 ・公図写し・実測平面図 ・横断面図・縦断面図 ・行為面積計算図 ・構造図 ・設計書又は仕様書 ・現況写真 他
備考	⑬		

⑬ 上下水道工事等で、施主による自営工事の場合は、必ず「自営工事」と記入し、施工業者名、担当者、連絡先を記載すること。

別の占用工事と同時施工する場合や、道路整備工事の一環として施工する場合も、その関連工事を記載して下さい。

その他記載事項がある場合は、この欄に記入して下さい。

道路掘削許可申請書の書き方

1. 一般的事項

- (1) 掘削許可申請については、占用物件である埋設物本支管等から各戸への取出し等道路横断で行なわれる、軽易な掘削工事についてのみ対象となるものです。(占用料徴収に関する条例第6条4項に該当し、占用料が減免となるもの)
- (2) 申請書と同時に許可書も作成して下さい。また、掘削申請の際には、道路工事届(消防署提出用1部)及び道路使用許可申請書(警察署提出用2部)を同時に提出して下さい。
- (3) 申請書の提出があつてから許可まで1週間ほどかかりますので、あらかじめご承知おき下さい。

2. 記入の仕方

- ① 申請年月日を記入して下さい。
- ② 申請者住所氏名の他担当部署、担当者名も記入して下さい。(本管占用者と同一とし、個人、施工業者では申請できません)
- ③ 占用等の目的を記入して下さい。
(例) ・上水道給水管引き込みのため
・ガス引き込み管設置のため
・アース接地工事のため
- ④ 工事場所を記入して下さい。
「路線名」については、市道名を記入して下さい。(市道でない赤線等は認定外道路と記入)また、車道、歩道、その他の該当する箇所へ○をして下さい。場所は地先の住居表示で丁目や番地まで記入して下さい。
- ⑤ 工事期間について記入。
工事施工予定日を特定し記入して下さい。なお、やむを得ず施工日が定まらない場合は、最大限14日の期間を設定の上、その内の1日で工事を行なう事として下さい。
- ⑥ 道路状況について記入
該当するものを○で囲んで下さい。
- ⑦ 同時施工の有無について記入
同時に工事を行うものの種別、工事内容について記入して下さい。
- ⑧ 舗装仮復旧の有無、舗装本復旧の施工予定及び復旧面積を記入して下さい。
通常は4ヶ月以上6ヶ月以内の自然転圧期間を経過後、本復旧をすることになっていきますので、工事箇所の地域事情、地質状況及び季節等を考慮の上、予定月を記入して下さい。また、仮復旧や本復旧が必要ない場合はその理由を明記して下さい。
- ⑨ 道路通行制限などについて
通行規制の方法、作業時間帯について記入して下さい。
- ⑩ 工事施工者について記入して下さい。
工事を請け負う施工者、及び現場責任者、連絡先について記入して下さい。
- ⑪ 他に特記事項がある場合には、この欄に記入して下さい。
- ⑫ 位置図には工事に関係する土地だけではなく、掘削箇所も明示して下さい。
写真には占用物の位置及び掘削予定箇所の範囲を記入して下さい。
写真は道路に対して縦断および横断方向の2枚を添付して下さい。

道路掘削許可申請書

令和 年 ^① 月 日

(あて先) 松本市長

住所
氏名 ^②

(担当者)

次により、道路掘削工事を行いたいので申請します。

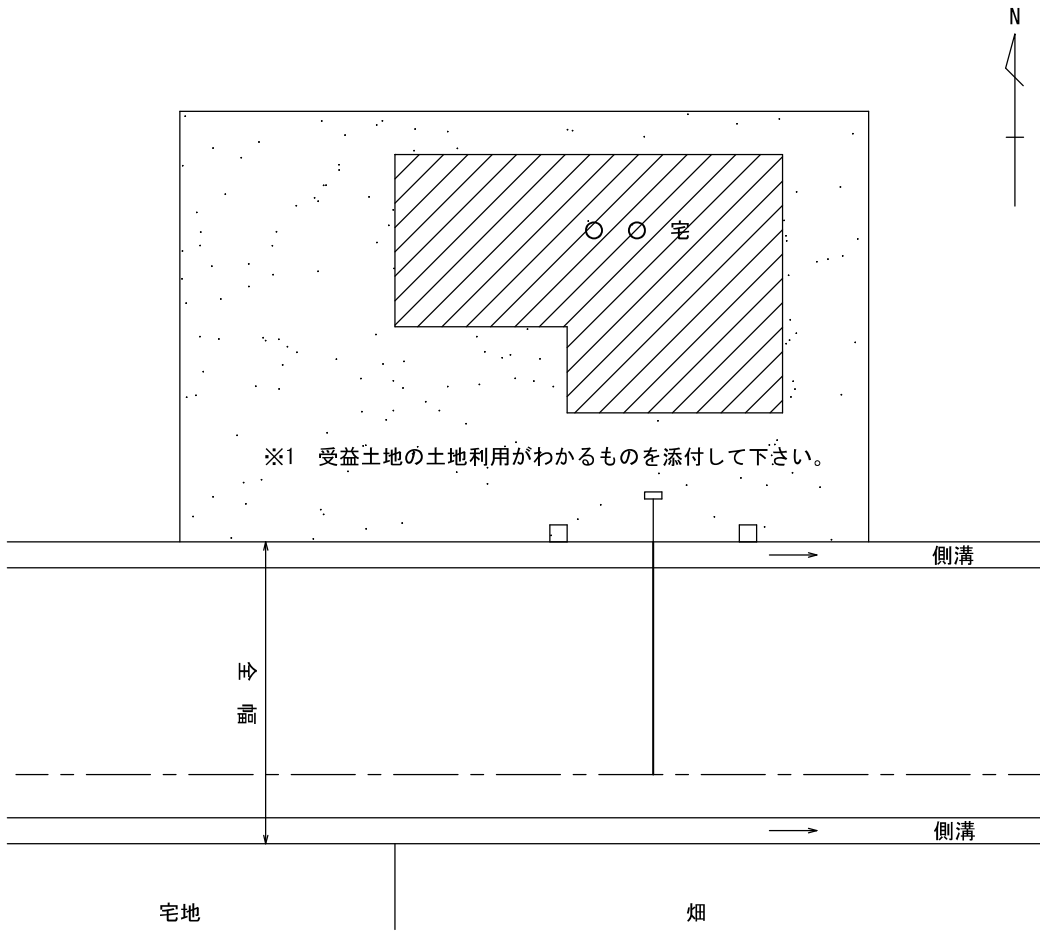
掘削の目的	③		
④ 掘削の場所	路線名	市道	号線
	場 所	松本市	
⑤ 工事の期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 までのうち 日間		
⑥ 道路状況	掘削規制 無・有 アスファルト・コンクリート・砂利・その他()		
⑦ 同時施工	無・有 (上水・下水・ガス・他() / 同一溝内・別々(別途申請))		
⑧ 完了予定日	仮復旧 有・無 (無の理由)		
⑨ (本復旧の予定)	平成 年 月 施工予定 / 本復旧面積 A= m ²		
⑩ 通行規制の方法	全面通行止・片側通行止・その他()		
⑪ 工事施工者	会社名	請負・直営・自営	
	責任者	連絡先	
備 考 ^⑫			

※ 添付書類：位置図(1/2,500程度)、付近見取図、掘削及び復旧の平面、断面、側面図、写真 ^⑫

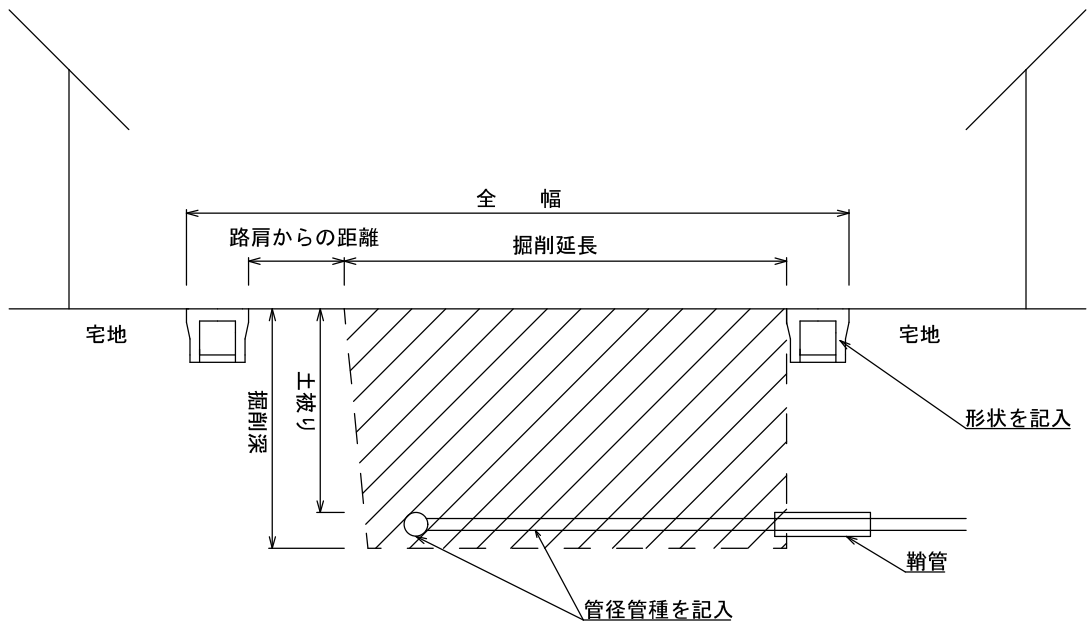
上記について、次により許可してよろしいか。

処 裁 欄	決 裁 欄	管理担当		維持担当		課 長	指 令 番 号	
		担 当	係 長	係	係 長		第 号	
							許 可 日	. .
	理	(特記等)						
欄						仮復旧完了日	. .	
						本復旧完了日	. .	

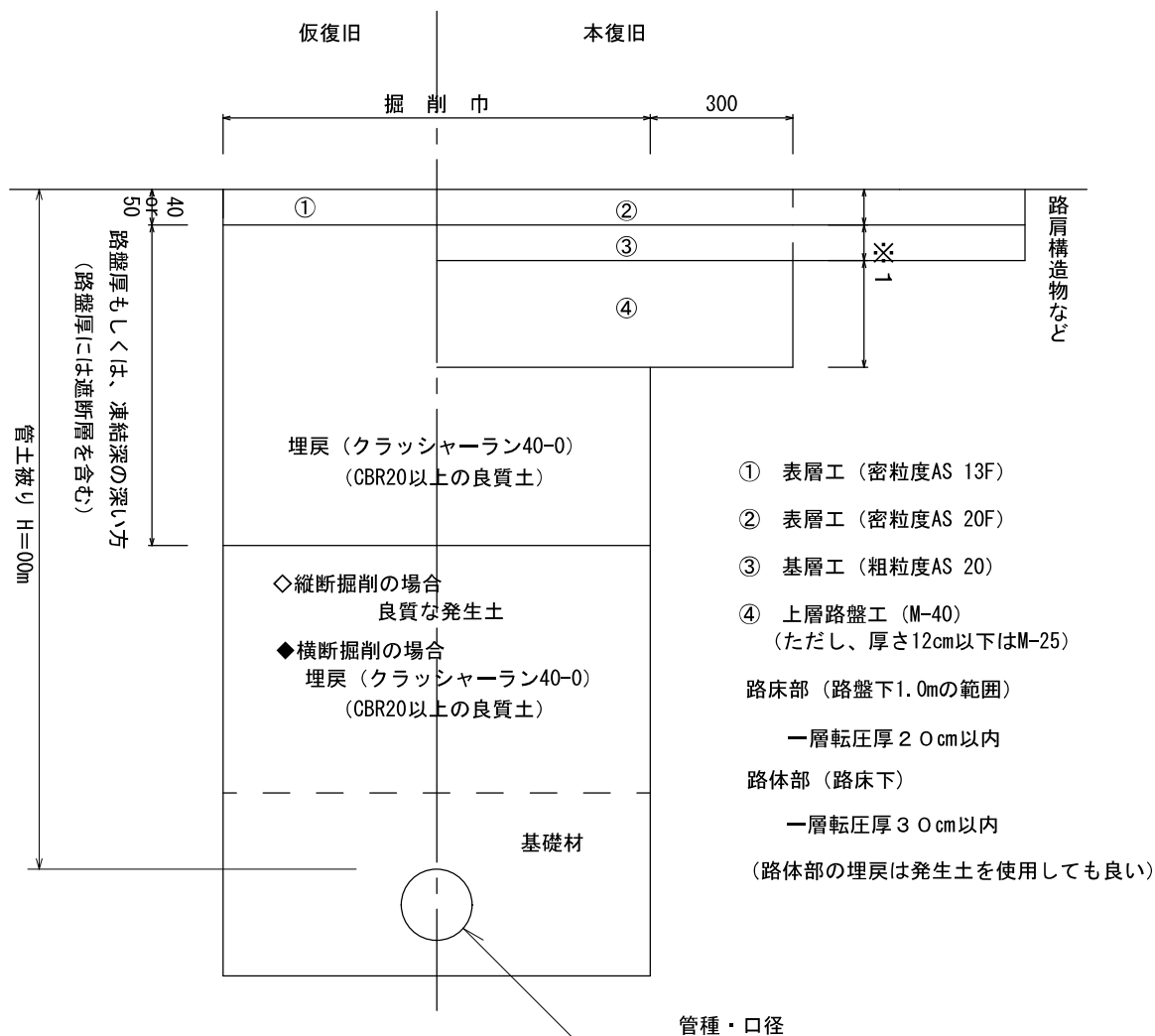
平面図



掘削断面図（側面図）



標準断面図（掘削・復旧断面図）



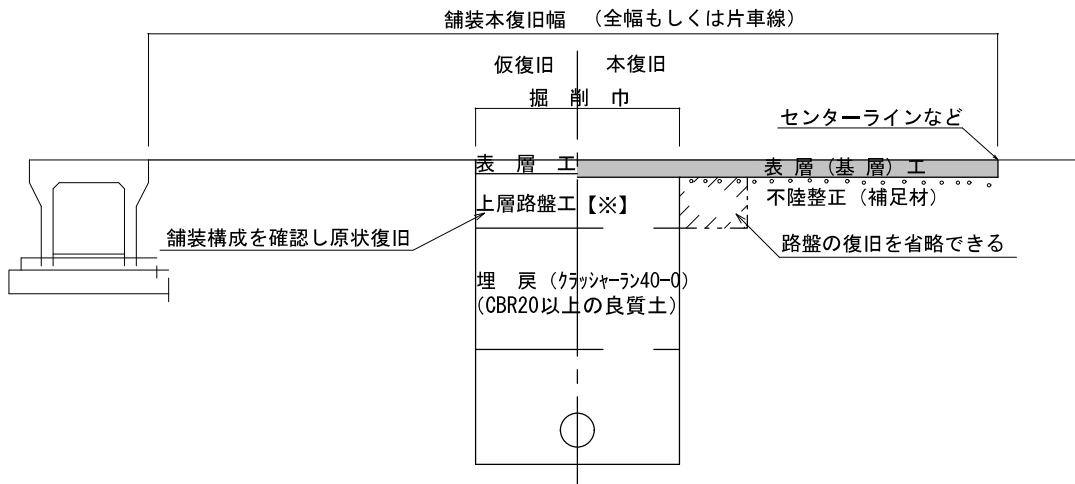
※1 舗装復旧の舗装路盤構成は、原則、原状の舗装路盤構成とする。(舗装厚・安定処理など)
縦断掘削で舗装全幅もしくは一車線全幅において打ち換えするときなどの例外規定あり
(別途、舗装本復旧断面図(例外)参照)

舗装復旧断面図（例外）

【影響幅分の上層路盤工の省略】

- ① 縦断掘削で舗装全幅もしくは一車線全幅の打換えを行う場合
(ローラー系の転圧機械を使用するものに限る)
- ② 掘削深さが1 m以内かつ良質土で埋戻しの全土入替えを行う場合（縦・横断掘削）

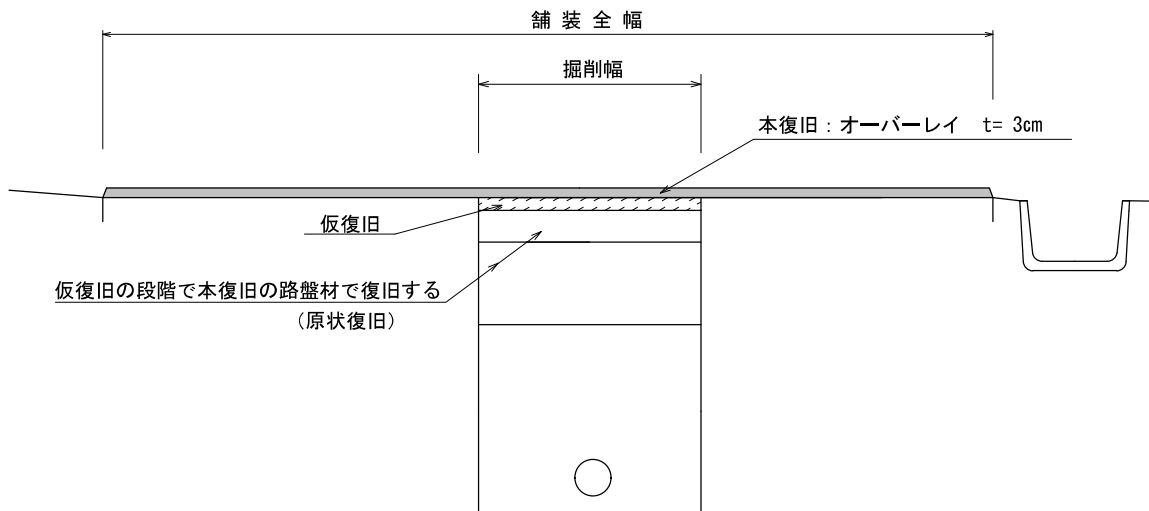
【※】仮復旧の段階で、本復旧で施工予定（原状と同種同等）の路盤材を先行し施工することで、影響幅分（下図斜線部）の路盤入れ替えを省略し、表層（基層）工の施工のみとできる。ただし、本復旧施工前に掘削断面及び影響幅に沈下が認められないものに限る。



注) 側溝や隣地に対して舗装が高く盛り上がり、路面の高さを下げることが可能なときは側溝などを基準に計画高を決定し、復旧の路盤構成を構築する。

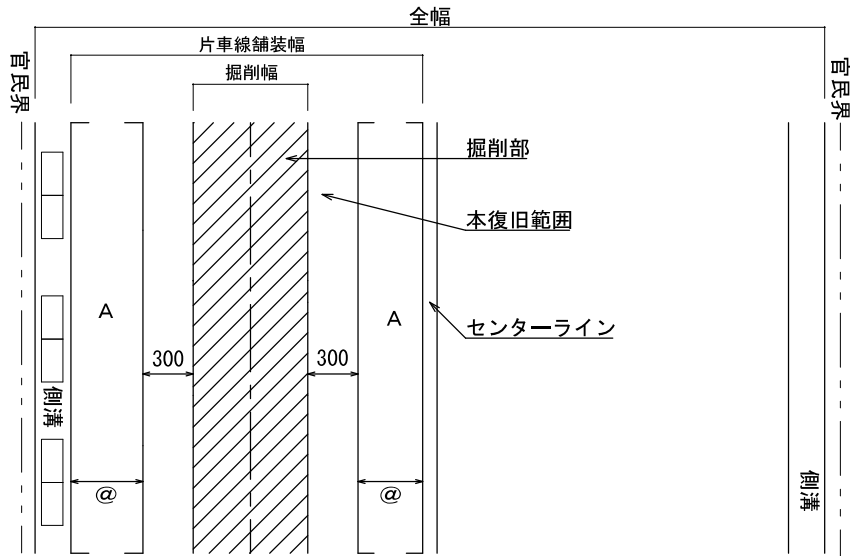
【仮復旧の舗装剥ぎ取りの省略】

- ③ 縦断掘削でオーバーレイ工法が可能な場合



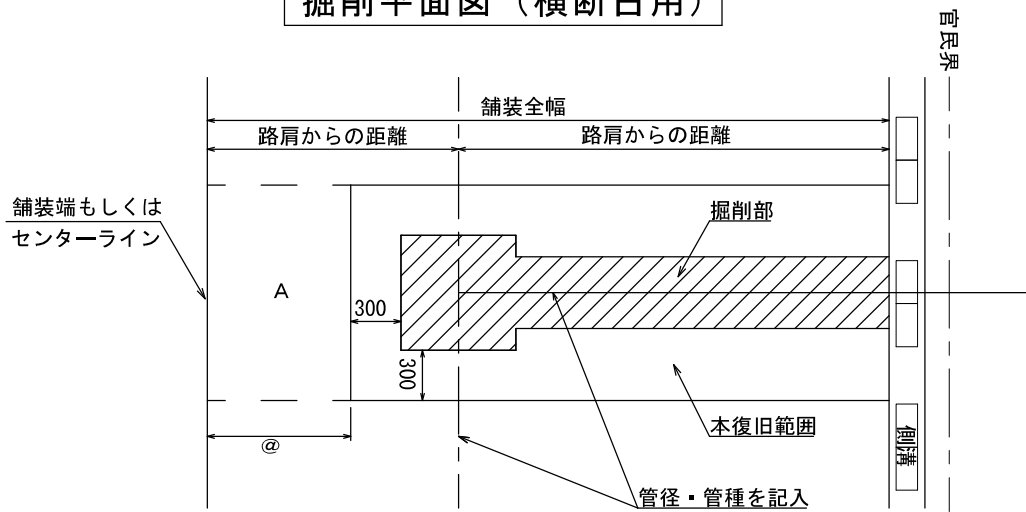
注) 適用の可否については、事前に現場状況の確認等を行い判断します。

掘削平面図（縦断占用）

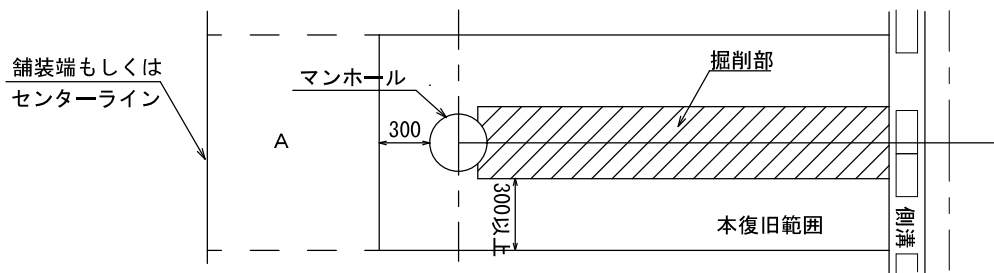


- ※1 本復旧残余幅員@が1.2m未満のときは、Aまで含め舗装(車線)全幅の本復旧を行ってください。
- ※2 道路舗装幅員が3.0m以下のときは、残余幅員の距離にかかわらず全幅復旧を行って下さい。
- ※3 上記に関わらず道路管理上必要とするときは、道路全線の全幅復旧を指示します。

掘削平面図（横断占用）



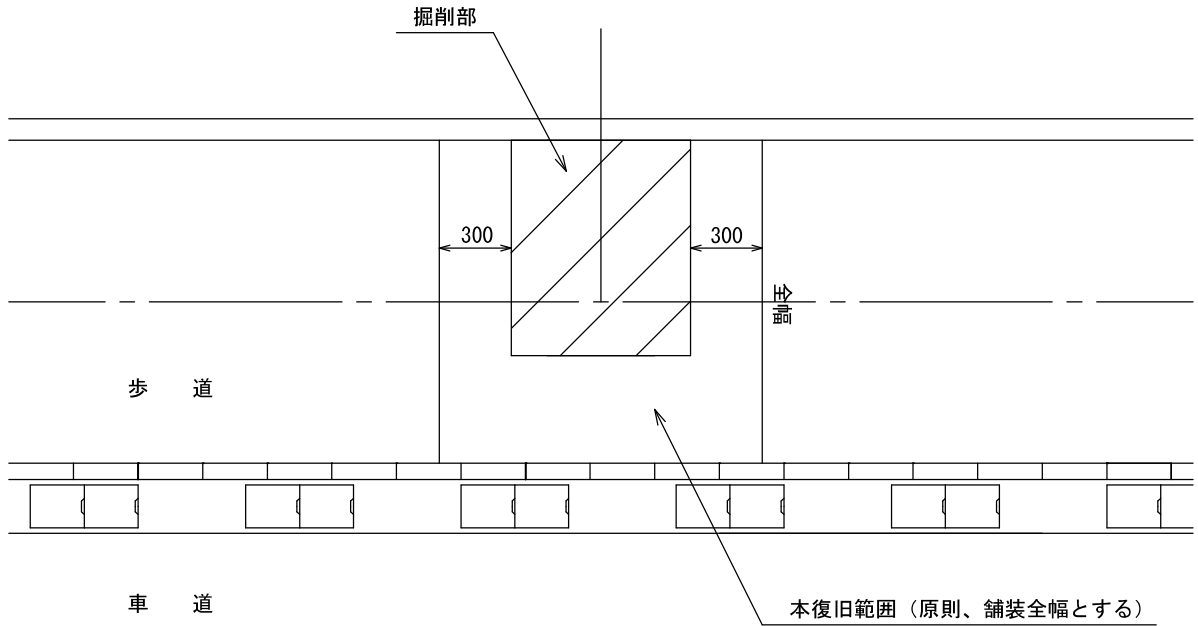
- ※1 本復旧残余幅員@が1.2m未満のときは、Aまで含め舗装(車線)全幅の本復旧を行ってください。
- ※2 道路舗装幅員が3.0m以下のときは、残余幅員の距離にかかわらず全幅復旧を行って下さい。
- ※3 原則、本復旧の施工範囲は、舗装カッターの交差が2箇所までとなる形状として下さい。



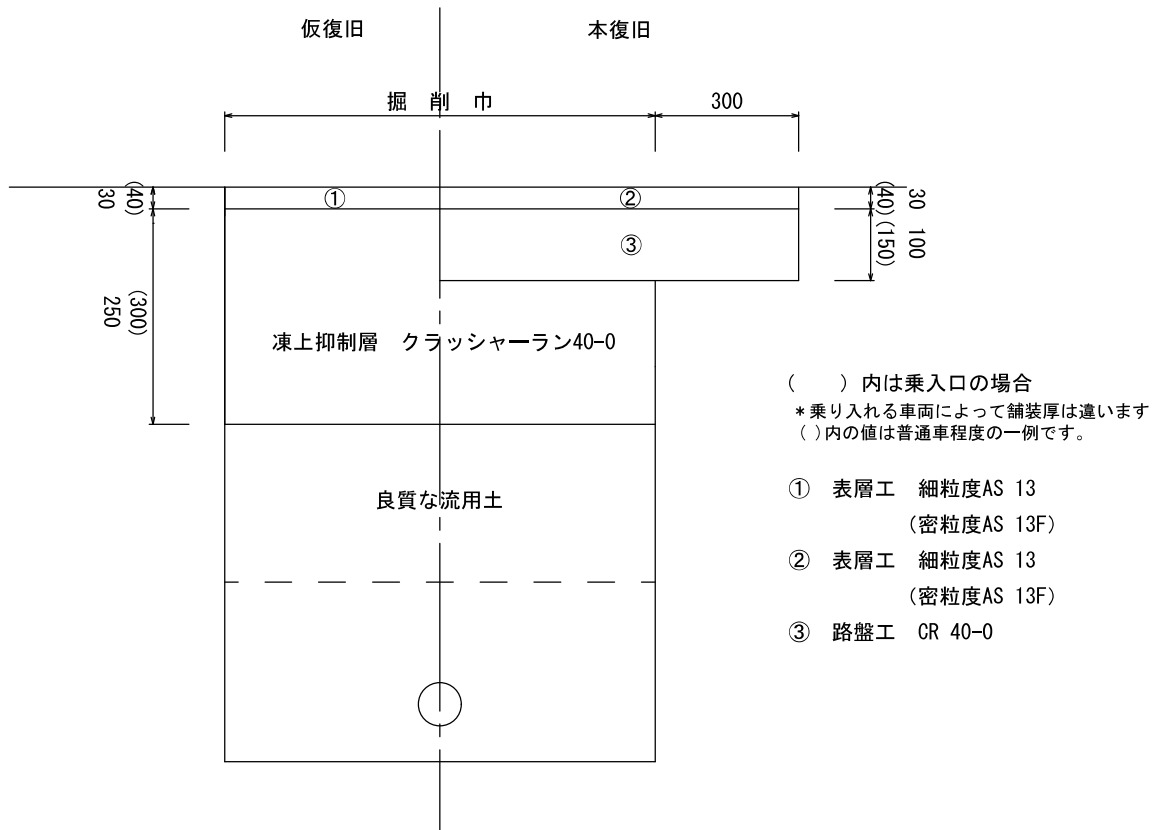
- ※ マンホールなどの表函がある場合については、マンホール周り全体を包んで本復旧を行ってください。

歩道部

平面図



標準断面図



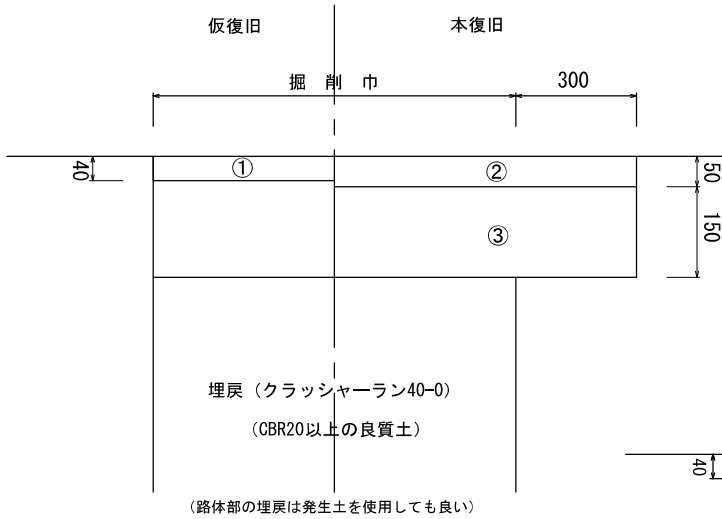
※ 施工条件によっては、仮復旧を行わず、管理設時において影響幅を含めた本復旧を行うことも可能。

舗装復旧構成（参考）

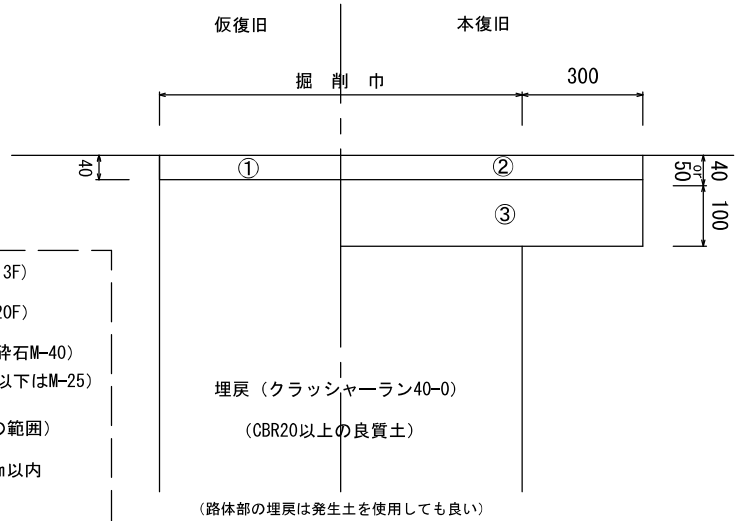
注）交通量だけでなく、路床の支持力などにより舗装構成は異なる。

交通量が多い幅員の広い道路

（大型車交通量 1 方向250台/日未満）



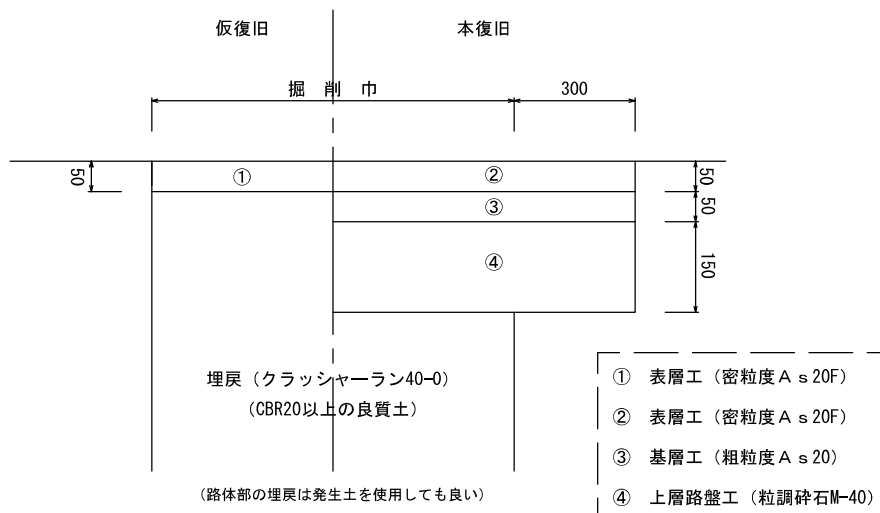
交通量の少ない生活道路



- ① 表層工（密粒度As13F）
- ② 表層工（密粒度As20F）
- ③ 上層路盤工（粒調碎石M-40）
（ただし、厚さ12cm以下はM-25）
- 路床部（路盤下1.0mの範囲）
一層転圧厚 20cm以内
- 路体部（路床下）
一層転圧厚 30cm以内

交通量が多い2車線以上の道路

（大型車交通量 1 方向250台/日以上）



- ① 表層工（密粒度As20F）
- ② 表層工（密粒度As20F）
- ③ 基層工（粗粒度As20）
- ④ 上層路盤工（粒調碎石M-40）

総務課からの連絡事項

- 1 令和8年度下水道排水設備工事責任技術者試験等について
- 2 松本市上下水道局指定給水装置工事事業者及び松本市下水道排水設備指定工事店の申請・届出について
- 3 松本市指定給水装置工事事業者の指定更新について

下水道排水設備工事責任技術者更新講習及び共通試験・受験講習について

1 令和8年度更新講習について

(1) 受講案内等の送付

(公財)長野県上下水道公社から、受講対象者へ直接、申込書等の郵送

ア 発送日 令和8年6月上旬

イ 発送先 責任技術者の有効期限が令和9年3月31日の者

※令和3年度に更新講習を修了又は共通試験に合格し、(公財)長野県上下水道公社に責任技術者登録を行っている者

(2) 受講申込書受付期間

令和8年6月1日(月)～6月30日(火)(消印有効)

2 令和8年度共通試験・受験講習について

(1) 責任技術者試験

ア 申込期間 令和8年9月1日(火)～9月30日(水)(消印有効)

イ 日時・場所 令和8年11月28日(土) 13:30～15:30
安曇野市役所 及び 豊科交流学習センター「きぼう」

ウ 合格発表 令和8年12月中旬

(公財)長野県上下水道公社のホームページへ合格者番号掲載

(2) 受験講習

ア 申込期間 責任技術者試験と同時に受付

イ 日時・場所 令和8年10月24日(土) 13:30～15:30
安曇野市役所

ウ 受講対象者 責任技術者試験を受験する者のうち希望者

(3) その他

ア 受験資格や申込方法等の詳細は、(公財)長野県上下水道公社のホームページでご確認ください。

イ 試験に合格された方は、(公財)長野県上下水道公社へ登録することにより、責任技術者の資格が発生します。また、登録により、協定団体すべての排水設備責任技術者となります。

3 問合せ先

(公財)長野県下水道公社 (TEL 026-232-2373)

ホームページアドレス <https://www.n-joge.or.jp/>

松本市上下水道局指定給水装置工事事業者及び
松本市下水道排水設備指定工事店の申請・届出について

1 登録等事務の電子申請について

令和7年4月より指定給水装置工事事業者及び排水設備指定工事店の申請・届出事務においてLogoフォームによる電子申請がご利用いただけます。

詳しくは、以下のURL又はQRコード（松本市上下水道局ホームページ）をご覧ください。

【松本市上下水道局給水装置工事事業者の申請等について】

<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/site/jougesuidou/1009.html>

【松本市下水道排水設備指定工事店の申請等について】

<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/site/jougesuidou/1008.html>



指定給水装置工事事業者
の申請等について



排水設備指定工事店
の申請等について

※ 引き続き窓口や郵送での申請も受け付けています。

2 電子申請できる申請項目

(1) 給水装置工事事業者の申請・届出の場合

- ア 指定申請（新規・継続）
- イ 指定事項の変更届（商号、代表者・役員、住所変更、主任技術者の選任・解任等）
- ウ 指定給水装置工事事業者の「廃止」「休止」「再開」届出
- エ 給水装置工事主任技術者選任・解任届（※上記イ「変更届」を同時申請）
- オ 指定給水装置工事事業者証の再交付申請

(2) 排水設備指定工事店の申請・届出の場合

- ア 指定申請（新規・継続）
- イ 指定事項の異動届（商号、代表者・役員、住所変更、責任技術者の選任・解任等）
- ウ 排水設備指定工事店の指定辞退届（※指定要件を欠く、欠格事項のいずれかに該当又は営業を廃止若しくは休止する場合）
- エ 排水設備指定工事店証の再交付申請

松本市指定給水装置工事事業者の指定更新について

松本市上下水道局指定給水装置工事事業者の有効期限が令和8年9月29日となっている指定給水装置工事事業者の皆さまに、下記のとおり指定更新に関する通知を郵送します。指定の更新を希望される場合は、継続のお手続きをお願いいたします。指定を希望されない場合は、廃止届の提出をお願いいたします。

- 1 更新対象事業者
指定給水装置工事事業者証の有効期限が令和8年9月29日の事業者
- 2 更新指定となった場合の指定期間
令和8年9月30日から令和13年9月29日まで
- 3 更新申請時の提出書類等（水道法第25条の2を準用）
 - (1) 指定申請書（様式第1号）
 - (2) 誓約書（様式第2号）【欠格要件非該当】
 - (3) 機械器具調書
 - (4) 給水装置工事主任技術者選任届出書（様式第6号）
※ 免状又は技術者証の写しを添付
 - (5) 定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票の写し（個人事業者）
 - (6) 機械器具の写真
 - (7) 営業所の平面図、付近見取り図及び営業所の写真
 - (8) 指定給水装置工事事業者確認調書
 - (9) 旧事業者証
- 4 更新手数料（松本市給水条例第31号）
10,000円
- 5 その他
指定更新に関する通知は、令和8年7月上旬に郵送いたします。
- 6 問合せ先
松本市上下水道局 総務課 総務担当
TEL：0263-48-6800
FAX：0263-47-2137

松本市上下水道局

給水管の出水不良について

給水装置工事において、既設給水管を利用する場合は、必ず工事前に出水状況の確認を下記のとおりお願いします。

記

1 給水管止水栓での確認について

水圧、水量の確認をお願いいたします。

修理には、時間を要しますので、異常が確認された場合は、速やかに下記にお問い合わせ下さい。

2 給水管サドル分水栓の防食コアについて

インサートコア・密着コアが導入されたのは、平成10年前後であり、それ以前に設置されたサドル分水栓は、閉塞しやすいです。

平成10年以前に設置され、使用しなかった給水管サドル分水栓は水が出ない場合もあります。

3 閉塞原因

本管が鋳鉄管で、削孔した際に削り口の金属露出面から錆が発生して、その錆が成長し閉塞します。

4 お問い合わせ

松本市上下水道局 上水道課 漏水防止担当

電 話：0263-48-6830

FAX：0263-48-6890

下水道課からの連絡事項

※令和8年度注意事項

1 申請について

- (1) 書類の記入漏れ、ミス、必要な書類が添付されていないことが多々見受けられます。社内で必ずチェックを行ってから提出をしてください。
- (2) 申請書類の修正テープ、修正ペンによる修正は認めません。
- (3) 下水道施設設置同意書は引き続き押印が必要となります。コピーは認めません。
- (4) 申請前には必ず現場調査を行い、現場状況に合った申請を行ってください。
- (5) 申請書や同意書は原本を提出してください。コピーは認めません。
- (6) 汚水柵調査票の計算式は宅内管最低土被り 0.3m、管径 0.1m 以外の追加は認めません。宅内側のステップ等は汚水柵深さに考慮しません。(市上下水道局 HP 掲載の書式をご使用ください。)
- (7) 公共柵・宅内排管を隣地で共有している場合があります。公共柵の移設又は撤去の際には現場を確認し十分注意して申請・施工してください。

2 道路掘削許可書の変更について

これまで個別に許可書に押印されていた以下について定型の許可条件として記載されました。今後は個別の指示がなくても、該当する場合は遵守してください。(市上下水道局 HP に新書式(下水道用)を掲載していますので、そちらをご使用ください。)

- (1) 白線、道路標示に関すること。
- (2) 舗装本復旧に関すること。
- (3) 側溝等構造物の地山に関すること。

3 現場・検査について

- (1) 立会い検査が必要な場合は、事前に日程調整をお願いします。
- (2) 申請内容に変更が生じる場合は、事前に下水道課と協議をしてください。
- (3) 竣工図面は、申請図面に赤書きで出来形の数値を記入して提出をしてください。
- (4) 下水道施設の設置状況がはっきりとわかるよう、写真の撮影を行ってください。
(インバート、可とう継手設置・接続、支管番線締付・取付、砂基礎施工状況など)
- (5) 支管取付の接合剤は使用材料に応じ、適正な量を塗布してください。
- (6) 支管閉塞の際はキャップ等の内側へ「閉」の記載にご協力をお願いします。
- (7) 土留めをせずに施工している現場が見受けられます、適正な土留め設置を行ってください。
- (8) 砂基礎部分に粒径の大きい石等が混じっていることが見受けられます。十分に留意して施工してください。

1 下水道施設の新設や変更に関する留意事項

(1)新設について

- ア 土地の区画形質の変更に伴い下水道施設(本管、公共汚水柵)の新設が必要な場合は、「汚水放流許可申請」が必要となります。
- イ 申請する際は事前に当課及び関係機関との打合せをお願いします。許可には申請書類が揃って受付した日から2週間程度を要します。道路掘削許可についても同様です。(梓川地区の区域外放流については、関係機関への協議にさらに時間を要しますのでご承知おきください。)
- ウ 手続きを施工業者が代行する場合は、許可書を必ず申請者に届けてください。また、許可書に附された条件を申請者に説明してください。問題が発生した場合には、申請者へ連絡することがあります。

エ 申請書に添付する公図及び土地の全部事項証明書(写し)は提出日から3か月以内の書類としてください。

オ 私有地に下水道本管を設置する場合は、地役権の設定・登記が必要となります。

(2)変更(軽微なもの)について

ア 下水道施設の移設・撤去・取替・補修工事は、工事着手前に「下水道施設(移設・撤去・取替・補修)届」を提出してください。

イ 工事着手前に既存利用施設が使用可能であることを確認して施工してください。

ウ 工事完了後は、完了届を速やかに提出してください。完了届の受理をもって供用開始となりますので、申請者等に迷惑が及ばないようにしてください。

エ 土地利用の変更に伴い不要となる下水道施設は、撤去をしてください。

オ 現況写真を添付してください。

2 下水道施設の設計・施工について

(1) 松本市公共下水道設計基準(令和7年6月1日適用)に基づき設計・施工してください。

(2) 管布設は汚水の溜りが生じないように作業段階ごとに点検鏡で確認してください。

(3) 工事写真の撮り忘れがないよう十分に注意してください。

3 自営工事の検査について

(1) 検査依頼書の提出時には管内の洗浄及び現場への墨入れを済ませておいてください。

(2) 工事写真の不足で施工内容が確認できない場合は、申請者の負担で掘削確認を行います。

(3) 本管の施工がある場合は、必ず現場責任者が検査に立ち会ってください。

(4) 放流検査完了通知の発行には、検査依頼から2週間程度を要します。

4 その他

(1) 下水道課からのお願い

ア 施設変更の完了届が未提出の工事が多数ありますので各社確認のうえ至急提出してください。

イ 道路の本復旧については各社で確認し未施工がある場合は至急本復旧を行ってください。

ウ 掘削申請について上水道給水管と併設する場合は、掘削延長が長い方で申請してください。

(2) ホームページ掲載資料

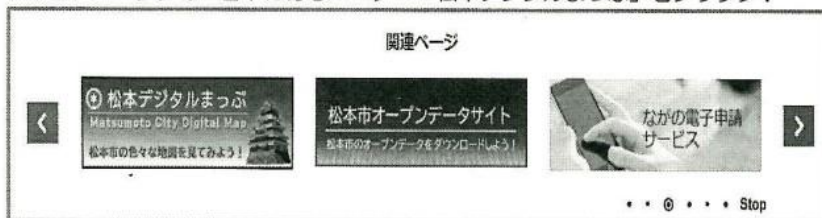
ア 自営工事様式については下記に掲載しています。

<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/site/jougesuidou/1454.html>

イ 上下水道台帳は「松本デジタルまっぷ」から閲覧できます。(最新の台帳は窓口でお問い合わせください。)

<https://www2.wagmap.jp/matsumoto/Portal>

TOPページの一番下にあるバナー「松本デジタルまっぷ」をクリック!



汚水枡調査票

汚水枡 No.	1	権利者名	〇〇 〇〇
汚水枡深さ	1.00 m	調査年月日	
枡種別	横型	保護蓋	有
工事名			
委託者			
調査者			

検 測 内 容	設置位置	人孔No.	1	+	50.0	m	
	取付管線路延長	1	=	5.0	m	(~官民界 4.2 m)	
	最上流入口地盤高 (宅内最上流の地盤高)	GL.1	=	641.26	m		
	汚水枡位置地盤高 (汚水枡の地盤高)	GL.2	=	641.46	m		
	宅内管布設延長	L	=	50.0	m		

汚 水 枡 H の 決 定	式①(宅内勾配20%)	$\begin{aligned} & \text{地盤差} + (\text{管布設延長} * 0.02) + \text{最低土被り} + \text{流入管径} = \text{設計汚水枡深さ} \\ & (\text{GL.2} - \text{GL.1}) + (\text{L} * 0.02) + 0.30 + 0.10 \\ & (\frac{641.46}{0.20} - \frac{641.26}{0.20}) + (50.0 * 0.02) + 0.30 + 0.10 = \underline{1.70} \end{aligned}$	
	式②(宅内勾配10%)	$\begin{aligned} & (\text{GL.2} - \text{GL.1}) + (\text{L} * \text{管路勾配}) + 0.30 + 0.10 \\ & (\frac{641.46}{0.10} - \frac{641.26}{0.10}) + (50.0 * 0.01) + 0.30 + 0.10 = \underline{1.10} \end{aligned}$	

その他の追加は認めません。
(宅内側のステップ等)
書式を変更しないでください。

特 記 事 項 ・ 平 面 図	<div style="border: 1px solid gray; padding: 20px; margin: 20px auto; width: 80%;"> <p style="font-size: 1.2em;">宅内排水管路を記入した敷地配置図を貼付</p> </div>
--------------------------------------	---

※ 式①で設計汚水枡深さが1.5mを超える場合には式②を用いること。
 ※ 式②を用いても設計汚水枡深さが1.5mを超える場合には下水道課と協議すること。
 ※ 計算式は変更しないこと。

道路掘削許可書

令和	年度	松本市指令管第	号
----	----	---------	---

住所

氏名

(担当者)

次のとおり、道路掘削工事を許可します。

掘削の目的			
掘削の場所	路線名	市道	号線
	場所	松本市	
工事の期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 までのうち 日間		
道路状況	掘削規制	有・無	アスファルト・コンクリート・砂利・その他()
工事の実施方法	同時施工	有・無	上水・下水・ガス・他() / 同一溝内・別々
本復旧の予定	有・無	注) 別工事で施工する場合は無に○をし、その工事名と施行者を記載すること (理由)	
	令和 年 月	施工予定 / 本復旧面積	A= m ²
通行規制の方法	全面通行止 ・ 片側通行止 ・ その他 ()		
工事施工者	会社名	請負・直営・自営	
	責任者	連絡先	
備考			

許可条件

- 1 別途、道路交通法第77条に基づく道路使用許可（警察署）及び松本市火災予防条例第50条の規定に基づく道路工事届（消防署）の手続きをとること。
 - 2 掘削は側溝等構造物の地山を崩さないように施工すること。つぼ掘り、溝掘り、あるいは推進工法によるものとし、えぐり掘り（トンネル掘りを含む）は行ってはならない。（地山断面写真、鞆管施工写真を添付すること）
 - 3 埋戻しは、クラッシャーラン(40～0)又はこれに同等以上のものを使用することとし全土入替えにて行うこと。
 - 4 埋め戻しは、各層20cmごとにランマー等により入念に突き固めること。
 - 5 仮復旧は、埋め戻し完了後直ちに実施することを原則とする。やむを得ず直ちに実施できない場合は、路盤の碎石の飛散や洗堀等により、通行に支障を生じさせないよう適切な措置を講じること。
 - 6 仮復旧にあたり舗装路面は、現況路面にすり合わせるものとし、余盛りはしないこと。
 - 7 側溝、水路に掘削土砂や埋戻し土が極力入らない対策を図り、工事完了後には清掃を行うこと。
 - 8 仮復旧完了後直ちに、占用工事（仮復旧）完了届を提出すること。尚、そのときに、原状の舗装路盤構成が確認できる写真等を添付すること。（その結果に基づき本復旧の舗装構成を決定する）
 - 9 本復旧は、仮復旧後概ね4ヶ月以上6ヶ月以内（冬季12月～3月は施工不可）に行うこと。この際工事施工10日前迄に本復旧着手届を提出し、完了後には、占用工事完了届を提出すること。
 - 10 明らかに工事の不良により起因したと認められる道路の損傷等については、本復旧後においても原因者において修復すること。
 - 11 規制に関する路面標示は仮復旧においても原状復旧すること。
 - 12 掘削状況によって本復旧の残余幅員が路肩又はセンターラインから1.2m未満の場合、又は舗装幅員が3m以下の場合は、全幅にわたり本復旧すること。
- ※上記による他、関係法令、「松本市道路占用工事共通仕様書」を遵守すること。

令和 年 月 日 松本市長

No. _____

取付管工

着工前



☆ 着工前・竣工 写真は、対比出来るように同じ方向から撮影したものを写真帳の**最初のページ**にまとめてください。

取付管工

竣工



☆ 検測数値が写真で読めるように撮影してください。（検測位置は「官民界の官地側」の他に「本管直上」と「公共ます」の位置でも撮影してください。）

取付管工



☆ 諸規定の深さ以上の施工を行う場合は、**土留め等による安全対策**を必ず行ってください。



No. _____

取付管工

床付出来形検測

H=1,560

床付幅出来形検測

W=850

☆ 残高検測により、転圧厚みを確認出来るように撮影をしてください。



No. _____

取付管工

砂基礎敷均状況



No. _____

取付管工

材料検測

樹・0度自在・45度自在

Φ200×1,100

☆ 削孔完了時には、発生した廃材(切り抜き片)と一緒に撮影してください。
また、削孔面の清掃・支管の**接着剤の塗布状況**も撮影してください。

本管削孔状況

支管接着剤塗布状況



☆ **支管圧着状況(番線・シノ締め)**が確認出来るようにしてください。
(接合状況が写真で確認できない「メカロック支管」は使用しない。)

支管取付

番線締付完了



☆ 残高検測時には取付管φ150の扱い外径を170mmとしてください。

No.

取付管工

取付管布設出来形

L= 2,040



☆ 管上・管側部の砂基礎の転圧は、管を痛めないように、
 タコや剣スコップによる突固め転圧を行ってください。



砂基礎埋戻人力転圧状況

☆ 残高検測により、転圧厚みを確認出来るように撮影をしてください。



No.

取付管工

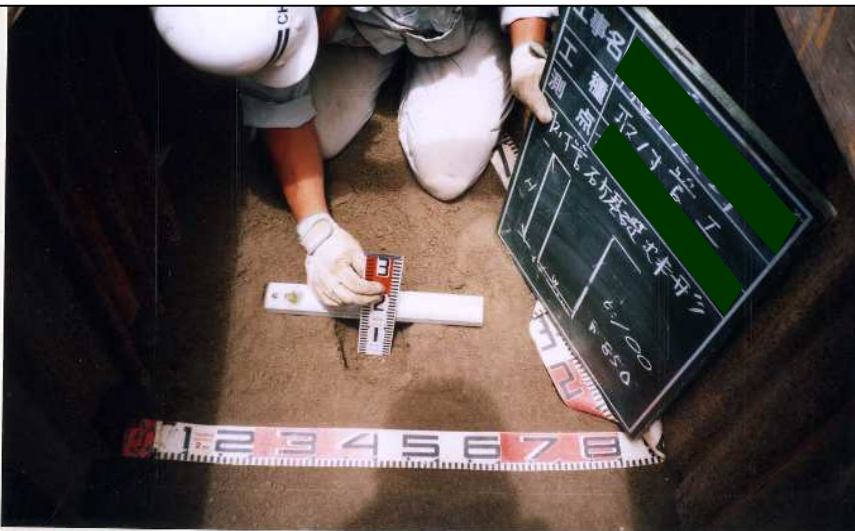
北條様共同住宅

砂基礎出来形検測

H=1,460

W= 850

☆ 下の写真のように、掘り抜きによる検測は、好ましくありません。
 (転圧した箇所を荒らすこととなりますので、再転圧が必要です。)



北條様共同住宅

砂基礎厚出来形検測

t=100



100

100%



A-L6W

再生紙100%

No. 取付管工



砕石埋戻転圧状況

3層目

☆ 埋戻し写真は、**20cm毎**のすべての各層について
敷均し状況・転圧状況・検測のパターンで撮影してください。

No. 取付管工



砕石埋戻出来形検測

H= 400

t=200 3層目

☆ 瀝青剤散布は、散布機を必ず使用し、ムラ無く均一に散布してください。
(じょうろ・ほうき・タイヤブラシは厳禁)

舗装復旧工



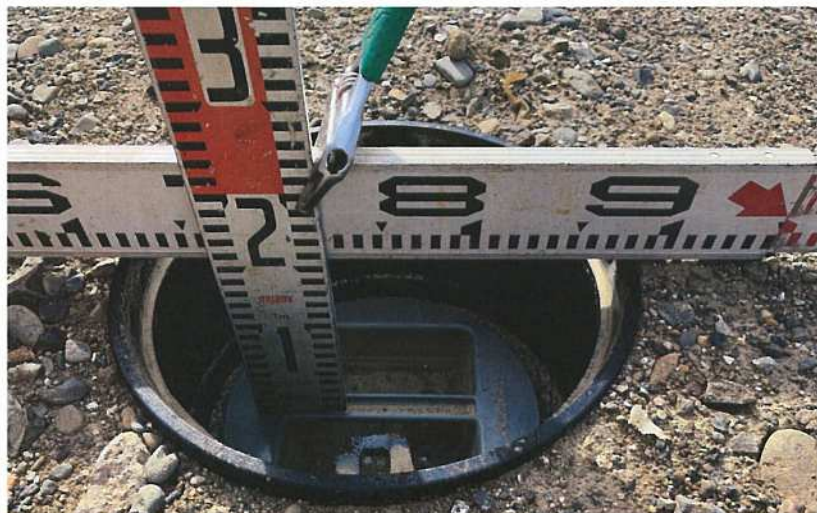
乳剤散布状況

☆ 交通整理員を配置した場合は、状況写真を撮影してください。
☆ 安全管理状況の解る写真を撮影・添付してください。

☆ 掘削側面及び他埋設管と離隔を30cm以上確保してください。



NTT管離隔H=350



区画No.1

防護蓋離隔検測

H=150

☆ 防護蓋は**凹型**を使用し、
内蓋と防護蓋との**離隔15cm**の検測写真を撮影・添付してください。



区画No.1

防護蓋離隔検測

H=150

松本市上下水道局指定給水装置工事事業者
松本市下水道排水設備指定工事店

令和8年度 研修会
「料金担当からの連絡事項」

- | | | |
|---|------------------------|----------|
| 1 | 本年度の注意事項 | P. 1 |
| 2 | 下水道使用水量に変更が伴う場合の申請について | P. 2~5 |
| 3 | 漏水減免申請書の提出について | P. 6~7 |
| 4 | 共同住宅の各戸検針及び各戸徴収の申請について | P. 8~17 |
| 5 | 共同住宅の各戸メーター取替について | P. 18~19 |
| 6 | 井戸水から水道水への切替工事の申請について | P. 20 |

1 本年度の注意事項

(1) 『下水道使用開始申請書』、『下のみ閉栓（上・下水道）諸申請書（届）乙』、『使用者変更（上・下水道）諸申請書（届）甲』の事前提出について各種申請書は、事後申請ではなく使用前に提出してください。

(2) 廃栓に係る水道メーターの返却について

廃栓に係る申請時には、必ず水道メーターを返却してください。

(3) 各種申請書等の書式改正（令和6年4月1日から）

書式を改正しましたので、改正後の書式を使用してください。

ア 『下水道使用料更正申請書』

イ 『下水道使用料更正量水器取替届』

ウ 『共同住宅等の各戸検針及び各戸徴収申請書』及び『承諾書』

エ 『共同住宅等の使用者名簿』

オ 『管理責任者選任・変更届』

カ 『施錠装置付共同住宅等に係る施錠装置の解除方法(解除方法の変更)届』

キ 『各戸メーター取替報告書』

(4) 各種申請書等の電子申請化

電子申請ができるようになりましたので、ご利用ください。

ア 『下水道使用料更正申請書』

<https://logoform.jp/form/N7tm/492899>

イ 『下水道使用料更正量水器取替届』

<https://logoform.jp/form/N7tm/493805>

ウ 『下水道使用水量更正報告書』

<https://logoform.jp/form/N7tm/493964>

エ 『共同住宅等の各戸検針及び各戸徴収申請書』

<https://logoform.jp/form/N7tm/193925>

オ 『各戸メーター取替報告書』

<https://logoform.jp/form/N7tm/206654>

カ 『管理責任者選任・変更届』

<https://logoform.jp/form/N7tm/206746>

キ 『施錠装置付共同住宅等に係る施錠装置の解除方法(解除方法の変更)届』

<https://logoform.jp/form/N7tm/206760>

(5) 井戸水から水道水への切替工事の申請について

使用水源が井戸水のみから水道水のみへの切替工事を行う場合には、下水道使用料の算出方法が変わる場合があるため、給水装置等工事承認申請書添付書類の「工事内容説明及び確約書」表内「上記以外の説明事項欄」に「井水のみから上水道のみへの切替」と明記してください。

2 下水道使用水量に変更が伴う場合の申請について

(1) 『下水道使用料更正申請書』の提出 (P.3 参照)

- ア 使用水量が「上水道＝下水道」とならない場合に提出が必要です。
- イ 計画段階で料金担当にご相談いただき、メーター設置前に提出してください。

(2) メーターの設置・取替

ア 費用負担

		メーター購入費用	工事費	検定満了時
減額分	散水・池への給水等で下水道に流入しない		施主負担	施主負担
増額分	井戸水・温泉水簡易水道などを下水道に流入する	家事用	局が貸与	局が取替
		家事用以外	施主負担	局が取替

イ 取替を行った場合は、速やかに『下水道使用料更正量水器取替届』を提出してください。(P.4 参照)

ウ 「施主負担」で設置したメーターは西暦下2ケタ-水道番号でメーター番号を付番し、メーターに刻印又はテプラ、マジック等で明示してください。

エ 蓋の色は緑色(A45-40P)としてください。

オ 各地区別のメーター型式(形状)にて設置をお願いします。

(ア) 松本地区 ⇒ 舶来ネジ(金門ネジ)

(イ) その他の地区 ⇒ 上水ネジ(JISネジ)

(3) 『(上・下水道)諸申請書(届)乙』の提出 (P.5 参照)

ア 現状が上下水道使用で、水道のみを使用する場合

例：建替え・解体した更地の転用・散水栓等にした場合

イ 申請書の申請者欄は、所有者です。

ウ 排水設備のある(未撤去)水栓でのリフォーム使用等は、該当になりません。

(宛先) 松本市長

申請者
〒 390-0852
住所 松本市島立1490番地2
氏名 水道 太郎

下水道使用料更正申請書

理 由	井戸水のトイレ使用に伴う下水道流入のため			
排 水 設 備 設 置 場 所	松本市島立1490番地2			
使 用 水 量 の 水 道 番 号	01234567			
下 水 道 使 用 者 (水 道 使 用 者)	水道 太郎			
更 正 水 量 (見 込 み)				
量水器 (自費・局貸与)	口 径	13mm	取 付 日	RO.〇.〇〇
	メーター番号	23-02	種 別	直読・隔測
	メーカ	〇〇計器	ネジの種類	金門・上水
	どちらかに〇してください	取 付 指 針	0m ³	検 満 年 月
施 工 業 者	〇〇工業株式会社			
備 考				

更正条件

- 1 定例日に更正水量を量水器により、検針員による検針若しくは報告が可能であること。
- 2 量水器は計量法に基づく検定済のものとし、検定期間(8年間)満了前に取替えること。また、冬期に備え凍結防止措置を行うこと。
- 3 量水器取替後はすみやかに、量水器取替届を提出すること。
- 4 その他松本市上下水道局の指示に従うこと。

添付書類

- 1 給排水図(更正用計測器設置個所)
- 2 更正水量の算定基礎資料

下水道使用料更正量水器取替届

(宛先) 松本市長

申請者

〒 390 - 0852

住所 松本市島立1490-2

ふりがな すいどう たろう
氏名 水道 太郎

電話番号 0263-48-6850

取替年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
取替業者	〇〇工業株式会社		
水道番号	01234567		
メーター所在地	松本市島立1490-2		
引上げメーター番号	14-01234567	引上げ指針	123m ³
取付メーター番号	22-01234567		
取付メーカー	〇〇計器	ネジ種類	金門・上水
口径	φ13	取付指針	0m ³
種別	直読・隔測	検満年月	R〇〇・〇〇

添付書類

- (1) 引上げ量水器の指針の写真
- (2) 取替量水器の検定満了有効期限の写真

(上・下水道) 諸申請書 (届) 乙

様式第7号 (第17条・第19条関係)

松本市長 様 (上・下水道) 諸申請書(届)乙

申請者 氏名	住所	松本市	丁目	番	号	使用中止 予定日	年	月	日																								
	転居 先	連絡先 ☎ ()																															
水 所 在 地	住所																																
	氏名																																
装 置 所 有 者	種類																																
	用途																																
配 水 区 画	関連																																
	徴収区分	金融機関	種別	口座番号	年月分料金精算	精算指針	前指針	後指針	単位																								
未納年月	水道料金(円)	下水道使用料(円)	督促	未納合計額	年月日	使用水量	検計月日	認定	単位																								
<table border="1"> <tr> <td>1 事後精算</td> <td>口座直納</td> <td>2 現地精算</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>AM</td> <td>PM</td> <td>時</td> </tr> <tr> <td colspan="8">☎ ()</td> </tr> <tr> <td colspan="8">1 窓口 2 電話 3 FAX</td> </tr> </table>										1 事後精算	口座直納	2 現地精算	月	日	AM	PM	時	☎ ()								1 窓口 2 電話 3 FAX							
1 事後精算	口座直納	2 現地精算	月	日	AM	PM	時																										
☎ ()																																	
1 窓口 2 電話 3 FAX																																	
<table border="1"> <tr> <td>2 レコード閉栓</td> <td>4 メータ残留</td> </tr> <tr> <td>3 止水閉栓</td> <td>5 メータ撤去</td> </tr> </table>										2 レコード閉栓	4 メータ残留	3 止水閉栓	5 メータ撤去																				
2 レコード閉栓	4 メータ残留																																
3 止水閉栓	5 メータ撤去																																

**水道を使用されるときは
届け出をしてください**

水道番号	閉栓日
年 月 日	年 月 日
水 検 所 在 地	
上記の水道番号および住所、氏名を 上下水道局までご連絡ください。	

水道料金のお支払いは、便利な口座振替を
ご利用ください。

T390-0852
松本市大字島立1490番地2
松本市上下水道局
水道料金センター ☎ 48-6810(直通)

3 『漏水減免申請書』の提出について

(1) 『漏水減免申請書』

提出時には、以下の写真を必ず添付してください。

- ア 施工前
- イ 漏水箇所
- ウ 施工後
- エ 水道メーター（修理完了時の指針とメーター番号を含む）

(2) 減免申請書は、漏水修理完了後、2週間以内に提出してください。

(3) 漏水等による減量認定について

ア 減量認定を受けることができるもの

「使用者が発見することが困難な漏水等」とは、次のとおりです。

(ア) 地下、床下、壁面内の漏水

(イ) 受水槽又は高架水槽のボールタップ若しくはクーリングタワーの故障

イ 減量認定を受けることができないもの

(ア) 給水栓の不良又は操作不良若しくは給水装置の操作不良を原因とする場合

(イ) 給水装置等に不正工事又は無届工事をした場合

(ウ) 給水装置の新設又は改良後1年を経過していない場合

(エ) 給水装置以外の故障を原因とする場合

(オ) 市長が水道使用者等の管理責任によるものと認める場合

ウ その他

(ア) (3)のイに該当する場合でも、漏水が下水道管に排水されなかったことが明らか
なときは、排水量の認定を行うことができます。

(イ) その他状況等を考慮し、減量認定をする場合があります。

(4) 『漏水減免申請書』(P.7)

漏水減免申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

松本市長 様

申請者 〒390-0852
 住 所 松本市島立1490番地2
 氏 名 水道 太郎
 電話番号 0263-48-6850

下記の水道使用量・排水量の減量認定を受けたいので申請します。

水道番号		12345678		水栓番号	1234567
メーター 関係	口径	メーカー名 (○をつけてください。)		メーター番号	漏水修理完了時の指針
	13 φ mm	東洋 ・ 日東メーター ・ 愛知 ・ 東光 ・ リコー ・ 金門 明治 ・ 柏原 ・ 大阪 ・ ニッポン ・ 阪神 ・ 高畑		20-34567	9999
水栓所在地		松本市 島立1490番地2			
使用者氏名		水道 太郎			
修 理	申込年月日	令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日			
	開始年月日	令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日			
	完了年月日	令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日			
漏水箇所		① 埋設管 (地下・床下・壁面内) ② メーター取付部分 ③ 不凍栓 ④ 受水槽 ⑤ その他 具体的に 地下、埋設管ソケット部分より漏水のため、 新しいものに取り替えました。			
考えられる 漏水原因		① 老朽腐食 ② 地盤沈下 ③ 電触 ④ 受水槽オーバーフロー ⑤ その他 具体的に 経年劣化によるもの			

上記のとおり修理が完了したことを証明します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(工事店名)

水道工業 株式会社

(施工担当者氏名)

工業 太郎

※事務処理記載欄

受付	係	係長	課長

※届出がありましたので、下記のとおり処理するものです。

- 給水条例施行規程第27条第2項第3号イにより 減免適正
- 給水条例施行規程第27条第2項第3号イにより 減免不適
- 現地調査の結果、水量認定事務要綱第10条により 下水道のみ減免

4 共同住宅の各戸検針及び各戸徴収の申請について

- (1) 『共同住宅等における各戸検針及び水道料金等の各戸徴収に関する取扱要綱』
(P.9～12)

共同住宅等の各戸検針及び各戸徴収の取扱いは、この要綱の第3条第1号から第7号の要件をすべてを満たしていることが条件です。

また、平成16年に集中検針盤の通信仕様が5ビットから8ビットへと変更され、5ビットメーターが製造中止されているため、8ビットメーターに対応した集中検針盤への切替えが必要となります。

- (2) 『共同住宅等の各戸検針及び各戸徴収申請書』 (P.13)

計画段階で料金担当にご相談いただき、工事着手前に提出してください。

- (3) 『共同住宅等の各戸検針及び各戸徴収に関する承諾書』 (P.14)

申請時に必ず添付してください。

- (4) 『共同住宅等の使用者名簿』 (P.15)

- (5) 『管理責任者選任・変更届』 (P.16)

- (6) 『施錠装置付共同住宅等に係る施錠装置の解除方法（解除方法の変更）届』
(P.17)

オートロック等施錠装置が設置されていない共同住宅は提出不要です。

※上記について不明な点がございましたら、営業課料金担当までお問い合わせください。

○共同住宅等における各戸検針及び水道料金等の各戸徴収に関する取扱要綱

平成19年3月30日

上下水道局告示第8号

改正 平成22年3月31日上下水道局告示第8号

(目的)

第1条 この要綱は、松本市水道事業給水条例（昭和34年条例第46号）第24条第4項の規定に基づき、共同住宅等における各戸検針並びに水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）の徴収の実施に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置 配水管から受水槽への注水口までをいう。
- (2) 使用者 共同住宅等に入居し、受水槽以下の給水設備による水道使用者をいう。
- (3) 親メーター 専用給水装置に水道事業並びに公共下水道事業及び農業集落排水事業の管理者（以下「管理者」という。）が設置した水道メーターをいう。
- (4) 各戸メーター 受水槽以下の給水設備に所有者が設置した使用者ごとの水道メーターをいう。
- (5) 各戸検針 各戸メーターの水道料金等の算出をするためのメーター点検をいう。

(適用要件)

第3条 この要綱は、次に掲げる要件を全て満たす共同住宅等について適用する。

- (1) 建物が3階建以上で、受水槽の設備を設け、独立した生計を営む2世帯以上が主として家事用に使用するものであること。
- (2) 各戸メーターは、計量法（平成4年法律第51号）に適合する水道メーターであること。
- (3) 受水槽以下の給水設備の構造が、管理者が別に定める基準に適合していること。
- (4) 建物の1階に設けた集中検針盤による遠隔測定方式により検針することができ、その近くに使用者全員の集中郵便受箱が設置されていること。
- (5) 各使用者への給水を個別に停止できる構造を備えていること。
- (6) 管理者が検針及び給水停止を行う場合は、必要に応じて各戸メーター設置場所まで立ち入り可能な建物であること。
- (7) 店舗、事務所その他家事用以外の用途部分（以下「店舗等」という。）を併設する場合においては、店舗等の延べ床面積が、建物の延べ床面積の2分の1を上回らないこと。

(申請)

第4条 各戸検針及び水道料金等の各戸徴収の取扱いを受けようとする者は、共同住宅等の各戸検針及び各戸徴収申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて管理者に申請しなければならない。

（審査等）

第5条 管理者は、前条の規定による申請があったときは、第3条に定める要件について審査を行い、改善等の必要があると認めるときは、必要な指示を行うことができるものとする。

（契約の締結）

第6条 管理者は、前条の規定による審査の結果、要件に適合すると認めるときは、給水装置の所有者と別に定める契約書により契約を締結するものとする。ただし、当該共同住宅等が分譲の場合は、受水槽を経由して水道を使用する者の団体（以下「管理組合等」という。）の代表者と契約を締結することができる。

（水道料金等の算出及び徴収等）

第7条 管理者は、前条の規定により各戸検針等を行う契約をした場合には、各使用者が専用給水装置によりメーター口径13ミリメートルの給水契約を締結したものとみなして水道料金等を算出し、徴収する。

（漏水修理の義務）

第8条 所有者、区分所有者、管理組合等（以下「所有者等」という。）は、親メーター以下において漏水があった場合には、管理者の指示に基づき、自らの負担により速やかに修理工事を実施しなければならない。

（親メーターと各戸メーターの差水量にかかる水道料金等）

第9条 管理者は、親メーターの使用水量から各戸メーターの使用水量の総和を差し引いた水量が、親メーターの使用水量の8パーセントを超えたときは、その差水量にかかる水道料金等を所有者等から徴収することができる。

（各戸メーターの取替義務）

第10条 所有者等は、各戸メーターの検定期間満了又は故障等の場合には、管理者の指示に基づき、自らの負担により速やかに各戸メーターの取り替えを行わなければならない。

2 所有者等は、前項の規定に基づき各戸メーターの取替えを行ったときは、各戸メーター取替報告書（様式第2号）により、速やかに管理者に報告しなければならない。

（管理責任者の選任）

第11条 所有者等は、各戸検針等に関する事項を処理するため、管理責任者を選任し、管理責任者選任・変更届（様式第3号）により管理者に届け出なければならない。管理責任者に変更が

あったときも同様とする。

(届出の義務)

第12条 所有者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置の所有者等に変更があったとき。
- (2) 受水槽以下の給水設備の増設、改造、撤去工事等を行うとき。
- (3) 受水槽・高架水槽等を清掃するとき。

(水道の使用開始、中止の申込み等)

第13条 使用者は、水道の使用を開始するとき、又は中止するときは、管理者に届け出なければならない。

2 所有者等は、前項の規定を使用者に周知徹底しなければならない。

(施錠装置付共同住宅等)

第14条 所有者等は、各戸検針等を受けようとする共同住宅等が、当該共同住宅等の内部と外部が施錠装置の付いた扉等で仕切られているものである場合は、各戸検針及び各戸徴収業務の円滑な運用のため、施錠装置付共同住宅等に係る施錠装置の解除方法（解除方法の変更）届（様式第4号）により管理者に届け出なければならない。施錠装置の解除方法に変更があったときも同様とする。

(所有者等の協力義務)

第15条 所有者等及び管理責任者は、この要綱に定める事項を円滑に処理するために、管理者が必要とする事項に協力しなければならない。

(権利義務の承継)

第16条 第6条の規定による契約締結後において、売買その他の理由によって所有者等に変更があったときは、この契約に基づく権利義務は全て新たな所有者等に承継されるものとし、変更前の所有者等は、新たな所有者等に対して契約内容を引き継がなければならない。

(契約の解除等)

第17条 管理者は、次に掲げる場合には、是正勧告書（様式第5号）により契約の相手方に勧告をし、勧告をしてもなお是正しないときは、契約を解除することができる。

- (1) 当該共同住宅等が第3条に規定する適用要件を満たさなくなったとき。
- (2) 所有者等がこの要綱又は契約に定める義務を履行しないとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、所有者等又は使用者に損害が生ずることがあっても、管理者はその責を負わない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に各戸検針及び水道料金等の各戸徴収の取扱いを受けている共同住宅等については、この告示の規定は、適用しない。

附 則 (令和6年3月19日上下水道局告示第18号)

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の共同住宅等における各戸検針及び水道料金等の各戸徴収に関する取扱要綱の規定による様式は、当分の間、この告示による改正後の共同住宅等における各戸検針及び水道料金等の各戸徴収に関する取扱要綱の規定による様式とみなす。

共同住宅等の各戸検針及び各戸徴収申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

（宛先）松本市長

（申請者）

住 所 松本市島立1490番地2

氏 名 水道 太郎

松本市水道事業給水条例及び同施行規程並びに共同住宅等における各戸検針及び水道料金等の各戸徴収に関する取扱要綱が契約の内容となります。同意のうえ、共同住宅等における各戸検針及び水道料金等の各戸徴収に関する取扱要綱に基づき、次のとおり各戸メーターによる検針及び徴収の適用を申請します。

共同住宅等	所在地	松本市島立1490番地2														
	名称 (方書)	水道マンション														
構造等	棟数	1	棟	店舗等の併設	有	<input checked="" type="radio"/> 無	各戸完成予定日	令和〇年〇〇月〇〇日								
	住宅戸数	31	戸		有	<input checked="" type="radio"/> 無	検査予定日	令和〇年〇〇月〇〇日								
	地上	5	階	共同使用の給水施設	<input checked="" type="radio"/> 有	<input type="radio"/> 無	使用開始予定日	令和〇年〇〇月〇〇日								
	地下		階													
施工業者（住所・氏名・担当・TEL）						指定給水装置工事事業者（住所・氏名・担当・TEL）										
株式会社 水道建設 松本市宮渕本村8-1 担当：水道 花子 電話：0263-12-3456						水道工業 株式会社 松本市両島3-1 担当：水道 次郎 電話：0263-12-7890										
各戸メーター内訳	住 宅 用				店 舗 用				散水等		管理人室		集会所		その他 ()	
	口径	戸数	口径	戸数	口径	戸数	口径	戸数	口径	戸数	口径	戸数	口径	戸数	口径	戸数
	φ		φ		φ		φ		φ		φ		φ		φ	
	13	20	20	10					13	1						
遠隔装置機器メーカー名				親メータ 情報	水道 番号	01234567	口径	φ	50	検査日						
水道機械 株式会社					水栓 番号	0123456	番号	23-34567	指針							

上下水道局処理欄	書類審査年月日	年 月 日			審査結果	適合		不適合	
	備考						検針月	偶数 地区	奇数 地区
	審査担当	入 力	受 付	料金担当係長		営業課長			

受付	年 月 日
	No.

※ 添付書類
・配管図
・使用者名簿
・承諾書

共同住宅等の各戸検針及び各戸徴収に関する承諾書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 松本市長

(申請者)

住 所 松本市島立1490番地2

氏 名 水道 太郎

私は、共同住宅等の各戸検針及び各戸徴収を申請するにあたり、下記の事項について承諾します。

記

1 各戸メーターは計量法（平成4年法律第51号）に基づく検定済みのものとし、同法に基づく8年の有効期間が満了する前に取り替えること

2 親メーターの使用水量から各戸メーターの使用水量の総和を差し引いた水量が、親メーターの使用水量の8%を超えたときは、その差水量に係る水道料金等を支払うこと

共同住宅等の使用者名簿

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先)
松本市長

共同住宅等	所在地	松本市島立1490番地2	
	名称 (方書)	水道マンション	
棟・室番号	ふりがな	水道番号	
	氏名	入居予定日	
	(入居者が判明している場合)	月	日
101	まつもと たろう 松本 太郎	〇〇月	〇〇日
102	まつもと はなこ 松本 花子	〇〇月	〇〇日
		月	日
	(入居者が判明していない場合)	月	日
101	(管理者) or (所有者) or (施工業者)	月	日
102	同上	月	日
		月	日
		月	日
		月	日
		月	日
		月	日
		月	日

管理責任者選任・変更届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

（宛先）松本市長

届出者（所有者等）
住 所 松本市島立1490番地2

氏 名 水道 太郎

管理責任者を選任（変更）しましたので、次のとおり届け出ます。

所在地	松本市島立1490番地2	
名 称 (方書)	水道マンション	
管理責任者	住所	松本市丸の内4番1号
	氏名	共同住宅管理 株式会社 TEL 0263-12-1234

備考 この届出書は、給水装置（親メーター）ごとに提出してください。

受付	年 月 日
	No.

5 共同住宅の各戸メーターの取替について（注意事項）

- (1) 共同住宅の所有者・管理者から取替依頼を受けた場合、必ず料金担当へ取替予定日を含め報告してください。（検針期間との重複を避けるため）
- (2) 各戸メーター取替報告書は、取替完了後速やかに提出してください。
- (3) 不回転、凍結破損等で1戸のみ取替の場合においても、必ず各戸メーター取替報告書により速やかに取替報告をしてください。
- (4) 取替する各戸メーターには、西暦下2ケタ一部屋番号を付番しメーターに刻印又はテプラ、マジック等で明示してください。
（メーター取替間違い等を防止するため）

各戸メーター取替報告書

年 月 日

（宛先）松本市長

住 所

氏 名

電 話

所有者・管理者等の住所、氏名、
電話番号を記入してください。

メーターの検定期間満了・故障により、次のとおり各戸メーターを取り替えましたので、次のとおり報告します。

共同住宅所在地

共同住宅の所在地・名称、取替戸数、
施工事業者の名称・担当者名・連絡先を記入してください。

取替戸数

戸

共同住宅名

施工事業者

担当者

連絡先

室番号	新メーター					取替年月日	旧メーター 指針(m ³)	備考
	口径(mm)	メーカー	メーター番号	指針(m ³)	検満年月			
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

左から
 ・部屋番号
 ・新メーターの口径
 ・新メーターのメーカー名
 ・新メーターのメーター番号
 取替年の西暦下2ケタ+部屋番号
 例：2026年取替、101号室の場合
 メーター番号は、26-101
 ・新メーターの取付指針
 ・新メーターの検定満了年月
 ・取替年月日
 ・旧メーターの引上指針
 を記入してください。

6 井戸水から水道水への切替工事の申請について

使用水源が井戸水のみから水道水のみへの切替工事を行う場合には、下水道使用料の算出方法が変わる場合があるため、給水装置等工事承認申請書添付書類の「工事内容説明及び確約書」表内「上記以外の説明事項欄」に「井水のみから上水道のみへの切替」と明記してください。

工 事 内 容 説 明 及 び 確 約 書

(宛先) 松本市長

	給 水 装 置 工 事	排 水 設 備 工 事
使用する主な管種についての説明		
使用する主な口径についての説明		
配管方法の説明		
申請者が維持管理する部分についての説明		トラップますの清掃。
量水器口径決定根拠についての説明	使用水量を考慮した算定方式により、口径は mmとなる。	
量水器ボックスの管理についての説明	ボックスの位置は、官民界1.0m以内とし、常に点検、検針ができるように維持管理をすること。	
上記以外の説明事項	井水のみから上水道のみへの切替	雨水を合流させないこと。

井水の利用 有 無

上記項目について、申請者に対し維持管理方法等の説明をいたしました。

年 月 日

工事店名

説明者氏名

工事内容、維持管理方法等について、説明者より説明を受けました。

なお、量水器の口径について説明を受け理解しましたが、水圧不足、水量不足等が生じたとしても、口径は mmで申請いたします。

以上、工事内容を十分理解しました。

年 月 日

申請者 _____

処理欄

受付年月日	年 月 日
受付番号	—
水栓番号	

給排水設備担当から連絡およびお願いについて(全 4 ページ)

- 「松本市給水装置工事設計施工基準」および「松本市排水設備工事設計施工基準」の記載内容は、令和7年度から変更はありません。

【重点箇所の確認】

1 給排水設備工事の様式を一部見直し

※令和6年度途中から申請書の記名、押印等について一部取扱いを変更しています。

申請書類(表紙)の記入方法の変更

(1) 個人が申請する場合

申請者欄は申請者の自署のほか、記名(PC 等での入力)でも申請できます。

(2) 法人等が申請する場合

ア 申請者欄は自署、法人等の場合は法人で作成したゴム印等の押印のほか、記名(PC 等での入力)でも申請できます。

なお、自署にて記載する場合は、必ず申請者である役職者・代表者が記載をしてください。

イ 申請者欄には、代表者印(印鑑)を押印する必要はありません。

(3) 「工事内容説明及び確約書」、「誓約書」および「同意書」、「給水装置所有者変更・給水装置廃栓・水栓情報変更申請書」については、個人の場合は自署、法人の場合は申請者の自署またはゴム印にて提出してください(従来通り)。

(4) 寄附申出書(様式第1号(第3条関係))について

ア 捨て印を押印⇒要相談

イ 個人の場合は、「実印」「認め印」は問いません。

ウ 法人等の場合は代表者印

(5) 排水設備工事図面内の図枠に「誓約書・同意書」の項目を追加してください(8月1日より本運用)。

(6) 各種申請書類の記載について、必ず申請者の承諾を得てください。申請者の承諾がないことが判明した場合は、虚偽申請と判断・不適格工事店となり、指定工事店の取消しとなります。

2 農業集落排水の受入れ

(1) 令和6年4月1日から、松本市上下水道局管理規程の一部改正に伴い、松本市上下水道局で農業集落排水を管理しています。合併地区の対象となる地域は、排水設備の申請を給排水設備担当へ申請していただくようお願いいたします(安曇地区)。

(2) 申請書等の記載については、排水使用水源の記入欄に「その他(農集排)」と記載してください。

3 変更申請について

(1) 当初申請から配管経路や柵の種類・数に変更等が生じた場合は、当初申請を担当した職員に相談し、変更申請の要否について職員の指示に従ってください。変更となったにも関わらず、変更届を提出せずに無届で変更工事を施工し、完了届が提出されるケースがあります。

(2) 変更申請を提出の際は、図面資料ほか、数量等が変更された「材料一覧表」も提出をお願いします。

4 申請書添付書類について

(1) 土地所有者が確認できる書類の提出について

すべての申請(※1)において、申請地の土地所有者が確認できる書類を提出してください。

※1ただし、使用メーターの口径変更の申請は除く。

公図、登記事項証明書(申請日以前3か月以内のもの)、土地売買契約書等

原則として全部事項証明書(登記簿謄本)を提出し、土地所有者の経過が不明な場合や、現所有者の記載がない場合に土地売買契約書を追加で提出するようお願いいたします。

例:会社建屋の建築等のため個人所有の土地に、その個人が代表を勤める会社法人が給水工事承認申請、排水設備等工事計画確認申請をする場合は、公図、登記事項証明書等の確認書類のほかに「土地使用同意書」が必要になります。
(「会社法人」と「代表者個人」は別人格です。)

(2) 排水設備工事における「基準に合致しない集中配管」による施工時の誓約書の提出の見直し

松本市排水設備工事設計施工基準では、台所の雑排水は単独系統とすることと明記しています。配管の都合上、その他雑排水との集合配管にせざるを得ない場合には、「工事内容説明および確約書」に上記「基準に合致しない集中配管」旨の文言を明記することで施工を可とします。

また、この件単独での誓約書の提出は不要とします。

ただし、配管困難な状況等に限定するもので、文言ありきで集中配管を推奨するものではないことをご留意ください。

(3) 「工事内容説明及び確約書」の様式に「井水の利用」の項目が記載されています。その中で、「有」または「無」のどちらかにチェックの記入を必ずお願いします(旧様式は使用しないでください)。

(4) 給水装置工事及び排水設備工事について「給水装置工事完了に伴う自主検査確認書」ないし「排水設備工事完了に伴う自主検査確認書」を記載のうえ、完了届兼検査書に添付してください。なお、右上の(適合・不適合)を必ず判定してください。

(5) (4)の自主検査確認書は、内容を確認し、該当箇所のみチェックし、関係のない項目は省略ください。

(6) 寄附申出書に添付する見積書は、寄附管に係る工事費のみが計上されているものとしてください。

(7) メーターBOX内の止水栓が、「逆止付止水栓(BLC)」の場合は申請図面にその旨記入してください。

(8) 「下水道使用開始申請書」の使用者は請求先の住所を、使用戸数は井戸を使用している方のみ記入してください。また、水洗便器数は旧本郷下水道を使用している方のみ記入してください。

(9) 下水道使用開始申請書について、水栓所在地は住居表示で、使用者の住所は使用開始日からの送付先住所を、アパート等の建物名はフリガナも含め、必ず記入してください。

(10) 給水装置所有者変更・給水装置廃栓・水栓情報変更申請書に添付する書類(公図、全部事項証明書等)は、工事申請と同時に提出される場合でも省略せず、給水装置所有者変更・給水装置廃栓・水栓情報変更申請書、工事申請書それぞれに添付してください。

5 増額または減額用の子メーターを設置する計画がある場合は、事前に営業課料金担当と打合せを行ってください。

6 申請地内に複数の水栓がある場合で使用しない水栓は、原則、撤去(廃栓)してください。

なお、やむを得ず残置する場合は、これまでと同様に誓約書の提出をお願いします。

また、誓約は、「将来の具体的な用途」について記載し、維持管理を適正に行う内容としてください。

「将来使用予定があるため」という不確実で曖昧な内容では、申請を受付けできません。

「一敷地1水栓」という施工基準の遵守をお願いします(松本市給水装置工事設計施工基準 P8)。

7 止水栓等の埋設する給水装置について

蓋が止水栓に接触して機能低下により出水不良になった事例がありました。

防護蓋及び内蓋、バルブとの離隔に注意してください(維持管理に支障のない離隔を取ること)。

8 年数が経過した土地区画整理事業区域の宅地について

土地区画整理事業で造成した箇所のうち、古い開発地については給水管の取出しを行ったまま水栓番号が登録されていない(水栓権利を取得していない)給水装置があります。土地区画整理や開発行為で施工した土地に新たに給水装置を取り出す場合は、現地を確認のうえ、事前に給排水設備担当へ相談してください。

(特に若宮土地区画整理事業には未登録の給水装置が埋設されています。)

9 宅地造成工事施工時のお願いについて

宅地造成において、「一次側取出工事のみ」の施工や、「管のみ工事」を施工する事業者は、全体工事完了まで、メータボックス周辺や、管のみ工事の二次側配管に問題が生じないように注意をしてください。

配管工事完工後に行ったアスファルト転圧などが原因で、メータボックス内取出管の水平状態が曲がっていたり、転圧で極端に短くなっていることや、管のみ配管の一次側と二次側を接続する単管が外れていたたり、袋ナットが限界まで締められている又は緩められていることで、メータの接続や交換に支障をきたすという相談が寄せられています。

10 完了届の提出並びに工事完了検査の受検体制について

現場検査の際に、申請者等(その家族、もしくは建売住宅の購入者)から不審に思われるなどのトラブルが発生しています。

(1) 工事完了後(20 日以内)、速やかに完了届を提出するとともに、受検できるようにしてください。

極力、完了届提出時に検査日程を打合せするようお願いします。

(2) 現場検査の事前に、検査に伺う旨を申請者に連絡しておいてください。

(3) 申請者のお宅に伺う際には、ご自身(工事店)の身分を名乗り、要件を伝えることを徹底してください。

(4) 主任技術者証や責任技術者証、社員証等を必ず携行し、要求された際には提示をお願いします。

(5) 完了届に添付する竣工写真は、「給排水工事写真撮影要領」に沿って撮影してください。

担当による個別指示がない場合にも、上記要領に記載されている内容は網羅して撮影してください。

11 電子申請関係について

- (1) 従来版の申請フォーム(各種)を閉鎖し、本年4月にリリースした新しいフォーム各種に一本化します。
事務連絡会以降は、新フォームをご利用ください。
また、新フォームへの移行に伴い、電子申請における内容の修正や差替え、資料の追加指示などは、原則 E メールで行います。申請時のアドレス間違いや迷惑メール設定など適宜確認をお願いします。
- (2) 電子申請の許可時に渡していた「申請書表紙(控え)」のお渡しを省略します。
申請送信完了時の「入力内容確認控え」や「受付完了メール」、「マイページ」などをご活用ください
- (3) 他部局への申請がセットで必要となる工事申請の電子での受付を取りやめます(道路占用、掘削)。
該当する工事は、従来通り給排水設備担当窓口にて申請をお願いします。
※給排水設備工事を「電子」申請し、占用・掘削関連書類のみ上下水道局に持参することは可としますが、その際は電子申請を送信した翌営業日までに書類一式をご持参ください。
- (4) 完了届の電子申請受付を取りやめます。
従来通り、上下水道局窓口へ提出をお願いします。
※職員立会による検査が必要な工事は、原則完了届提出時に検査日程の打合せをお願いします
上記(1)~(4)の各内容は、令和8年7月31日まではこれまで通りの運用とし、8月1日より変更とします。

12 申請の受付時間について

各種申請の受付は、営業日の15時30分までですので、徹底をお願いします。
(電子申請における申請審査手数料の支払いも同様です。)

13 その他

- (1) 各種申請にかかる書類は「最新の様式」を使用してください。また、原則として上下水道局で紙面、データを配布しているものを使用することとしてください。
事業者が独自に作成した様式の使用や、様式内に元から記載されている文章の改編は禁止します。
- (2) 道路占用、掘削等の本復旧は必ず期限までに施工してください。
- (3) 窓口での相談は、多くのお客様の問合せをお受けできるよう、要点のみ短時間でお願いします。
- (4) 「宅内申請にかかる書類作成の手引き」を作成しました(別冊)。今後、申請の参考にしてください。

営業課 給排水設備担当（普及） からの連絡事項

1 下水道事業受益者負(分)担金について (P-1)

- (1) 受益者負担金精算状況の事前確認の徹底について
- (2) 受益者負担金の徴収猶予地について
- (3) 自営工事（汚水柵設置）に係る汚水放流納付金の減免について
- (4) 下水道事業計画区域外から区域内の既設汚水柵への放流について

2 補助金について (P-2～6)

- (1) 私設汚水ポンプ設置費補助金のご案内
- (2) 松本市水洗化ローンのご案内

1 下水道事業受益者負担金(分担金)について

下水道事業受益者負担金(分担金)制度は、公共下水道整備の推進に重要な役割を果たしています。

都市計画法第75条及び地方自治法第224条に基づき、公共下水道整備費用の一部を受益者の皆さまに負担していただいておりますが、受益者負担金(分担金)(以下「受益者負担金」という。)の徴収に関して、上下水道局と受益者との間でトラブルが生じるケースがありますので、以下の点について徹底していただきますようご協力をお願いします。

(1) 受益者負担金精算状況の事前確認の徹底について

下水道に係る工事申請(汚水柵設置および宅内工事)がある場合、公共柵の有無にかかわらず、必ず事前に該当地番の受益者負担金精算状況を水道局窓口で確認し、精算済みでない場合は、受益者負担金が発生する旨を施主(工事申請者)へ確実にお伝えください。また、お問い合わせの際は、なるべく公図の写しなど該当地が確認できる書類をお持ちください。

(2) 受益者負担金の徴収猶予地について

受益者負担金の徴収猶予地における工事申請の場合は、受益者負担金を支払われる方の「誓約書」及び「受益者異動申告書」の提出をお願いします。

(3) 自営工事(公共汚水柵設置)に係る污水放流納付金の減免について

受益者負担金が未賦課の土地において自営工事を行う場合に、受益者負担金相当額の污水放流納付金の納付が発生しますが、以下のような減免措置があります。

地区名	減免措置内容
松本	公共汚水柵設置に係る工事精算額の1/5の額 (対象工事費は、舗装本復旧費まで含む。)
梓川・波田	公共汚水柵設置に係る工事精算額全額 (対象工事費は、舗装本復旧費を除く。)
四賀	減免措置なし

また、上水道と同時埋設の場合については、工事費を按分する等により下水道に係る工事費を算出させていただきますようお願いいたします。

なお、減免には申請が必要で、令和7年度からLoGoフォームでの申請を推奨しています。それに伴い、污水放流許可書をお渡しする際に交付していた減免申請書(紙)の交付を廃止しました。

(4) 下水道事業計画区域外から区域内の既設汚水柵への放流について

区域外から区域内にある既設の汚水柵へ放流する場合、下水道課への污水放流許可申請が必要となります。污水放流許可申請後、工事申請者へ納入通知書を速やかに送付します。

なお、入金を確認できるまで放流許可及び宅内工事の許可も下りませんのでご了承ください。

2-(1) 私設汚水ポンプ設置費補助金のご案内

公共下水道への接続にあたり、低地等の立地条件のため自然流下の方法では汚水を公共下水道に排除することが困難であり、汚水ポンプを設置する必要がある場合に、費用の一部を補助する制度です。

1 利用要件

- (1) 市内（四賀・安曇・梓川・波田を除く。）における公共下水道の計画整備時において、低地等の立地条件により自然流下の方法では汚水を公共下水道に排除することが困難な住宅の所有者又は使用者
- (2) 公共下水道の排水区域内であること。
- (3) 個人の家屋（事業所等は対象外）
- (4) 補助対象箇所としての指定箇所
- (5) 市税及び受益者負担金を滞納していないこと。

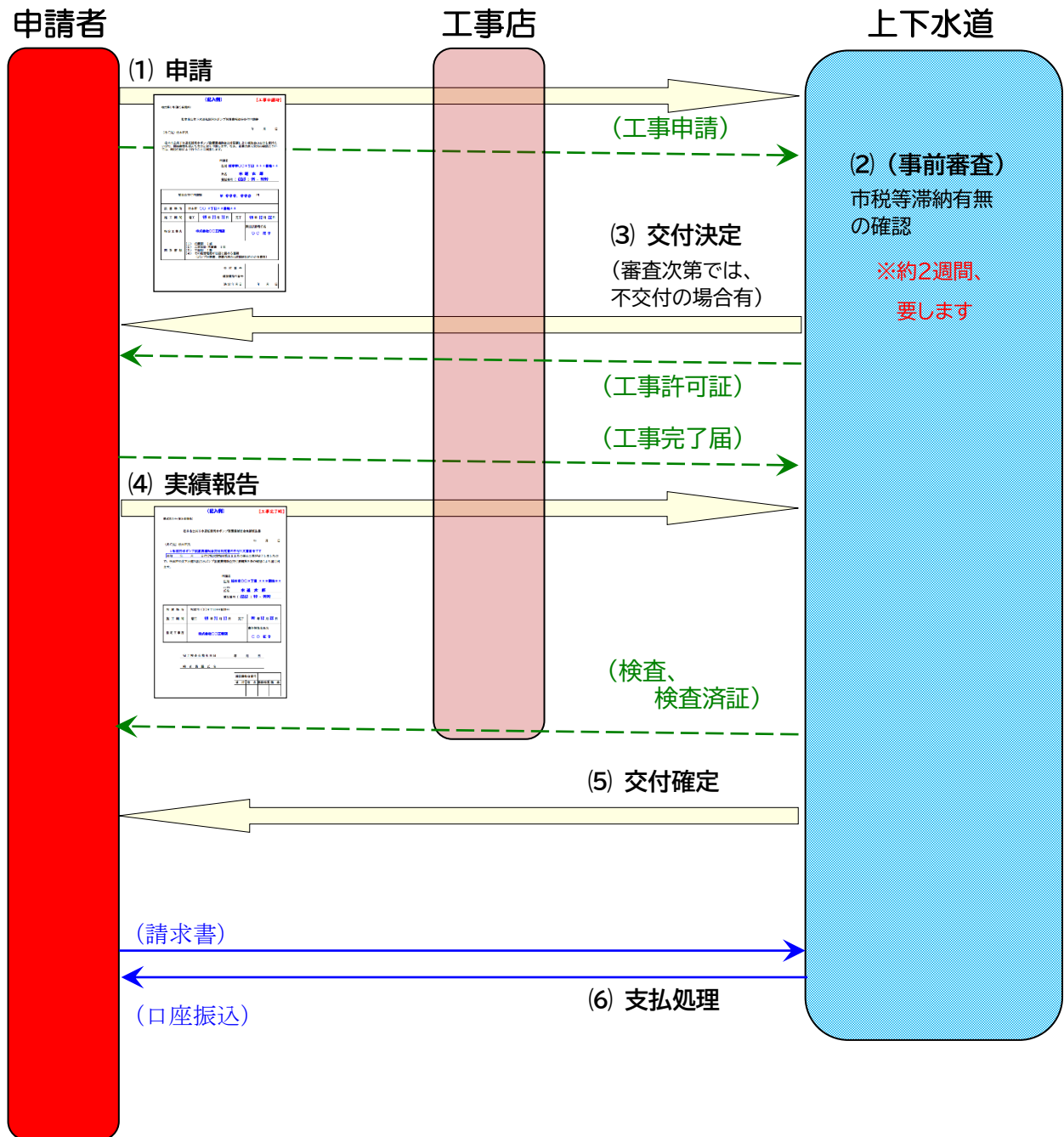
2 補助対象限度額（一戸あたり）

- | | |
|------------------------------------|-------|
| (1) ポンプ施設の新設 | 100万円 |
| (2) 耐用年数経過後 [※] のポンプ施設の更新 | 100万円 |
| (3) 故障等によるポンプ施設の修繕 | 30万円 |

※更新における耐用年数経過後とは、設置から10年以上とします。

手続きは、下水道排水設備指定工事店に代行していただきます。
申請や相談がありましたら、担当までご連絡ください。

松本市私設汚水ポンプ設置費補助金事務の流れ



【書類等の流れ】

- (1) 「松本市公共下水道施設汚水ポンプ設置費補助金交付申請書」により申請
- (2) 事前審査(補助対象要件に該当するか、市税等の滞納の有無)を行います。
- (3) 審査結果により、「補助金交付決定書」を交付します。
(審査次第では、不交付の場合もあります。)
- (4) 工事完了後、工事完了届兼検査書と一緒に「松本市公共下水道施設汚水ポンプ設置費補助金実績報告書」を提出
- (5) 現地検査・書類審査のうえ、「補助金交付確定通知書」を交付します。
- (6) 請求書が提出されたのち、補助金をお支払します。

2-(2) 松本市水洗化ローンのご案内

排水設備工事の費用にあてるための資金として、金融機関からお金を借りていただき、その利子について上下水道局が利子補給（松本市水洗便所等築造資金融資あっせん及び利子補給制度）をするものです。



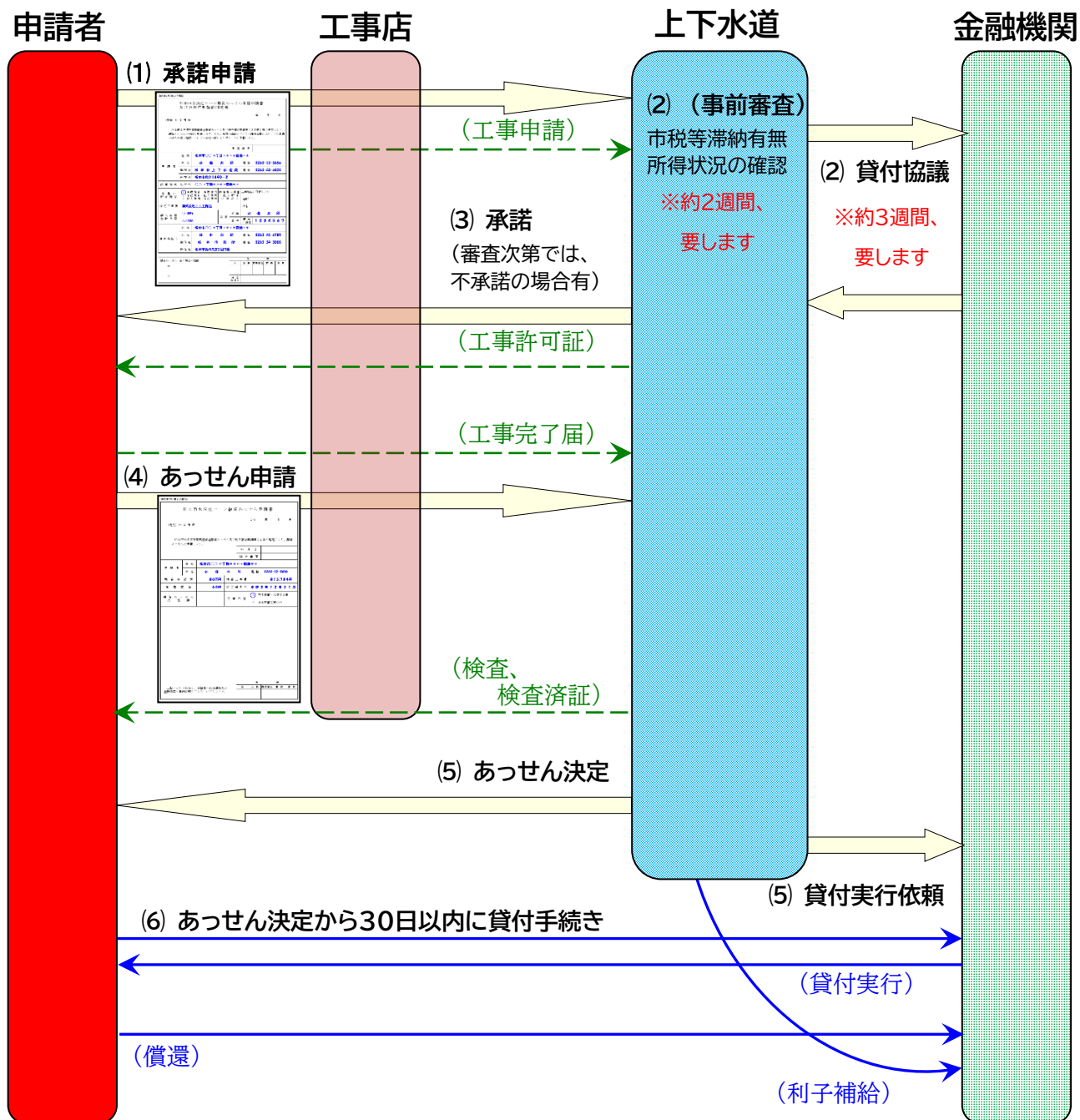
- 融資あっせん額 水洗化・排水設備等の設置工事費で、
一戸あたり80万円以内
- 利子への対応 上下水道局が全額補給
- 償還方法 元金均等月賦償還（元金のみ償還）
- 償還回数 貸付を受けた翌月から60回以内
- 融資取扱金融機関
（市内の各店） 長野県信用組合、松本信用金庫、
松本ハイランド農業協同組合
- 貸付方法 借受者の指定する預金口座
- 貸付実行日 毎月7日または22日
（金融機関が休業日の場合は、その翌営業日）

水洗化ローンは、次の要件に該当する方が利用できます。

- 市内に居住し、独立の生計を営む方
→ 松本市に住民登録があることが条件です。
- 十分な償還能力を有する方
- 融資あっせんの目的である排水設備の設置または水洗便所等への築造を完遂し、継続して使用する方
→ 新築工事の場合は、対象になりません。
- 市税・下水道事業受益者負担金（分担金）・水道料金等の滞納がない方
- 工事費用を一時に負担することが困難であると認められる方
- 借受者と生計が異なり、弁済の資力を有する連帯保証人（市内居住者）1人を有する方
- 金融機関から取引停止の処分を受けていない方
- 年間総所得が800万円以下の方
- その他、管理者が適当と認める方

※既存の居住用住宅を水洗化する場合に利用できますが、詳細については上下水道局営業課給排水設備担当までお問い合わせのうえ、お申し込みください。

松本市水洗便所等融資あっせん利子補給事務（水洗化ローン）の流れ



【書類等の流れ】

- (1) 「松本市水洗化ローン融資あっせん承諾申請書及び所得証明確認同意書」にて承諾申請
- (2) 借入金融機関に、貸付が可能かどうかの協議を行い、あわせて事前審査を実施
- (3) 審査結果により、「融資あっせん承諾書」交付（審査次第では、不承諾の場合もあり）
- (4) 工事完了後、「松本市水洗化ローン融資あっせん申請書」によりあっせん申請
- (5) 審査後に「融資あっせん決定書」交付、同時に金融機関宛に「貸付実行依頼書」を送付
- (6) 「融資あっせん決定書」など必要書類を用意のうえ、あっせん決定から30日以内に貸付の手続き